

# 平成26年第4回定例会会議録（第3号）

平成26年12月2日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	中尾薫	君
教育長	寺岡悌二	君	水道企業管理者	永井正之	君
総務部長	伊藤慶典	君	企画部長	釜堀秀樹	君
建設部長	岩田弘	君	ONSENツーリズム課長	大野光章	君
生活環境部長	浜口善友	君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊博秋	君
消防長	笠置高明	君	教育次長	豊永健司	君
政策推進課長	稲尾隆	君	職員課長	樫山隆士	君
財産活用課長	原田勲明	君	自治振興課長	安達勤彦	君
危機管理課長	月輪利生	君	次長兼観光課長	松永徹	君
温泉課長	宮崎徹	君	文化国際課長	田北浩司	君

商工課長	挾間章君	市民課長	安部恵喜君
次長兼環境課長	伊藤守君	社会福祉課長	安藤紀文君
児童家庭課長	江上克美君	高齢者福祉課長	中西康太君
健康づくり推進課長	甲斐慶子君	道路河川課長	山内佳久君
次長兼建築指導課長	竹長敏夫君	学校教育課長	篠田誠君
水道局工務課参事	佐藤順也君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主査	波多野博	主任	甲斐健太郎
主事	穴井寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第3号）

平成26年12月2日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○10番（市原隆生君） 浜田市長におかれましては、この議会の冒頭に、初日に、今期をもって御勇退をされるという表明がありまして、市議、県議を通して大先輩でありますけれども、平成15年に市長として初当選をされたということで、私もその年に当選をさせていただいたわけでありまして、平成15年にこの議場に上がってきた仲間の中で、当初は6名おりましたけれども、今は私と国実議員さんだけということで大変寂しい思いをしておりましてけれども、またお一人おられなくなるのかなという思いがして、寂しい思いをしているところであります。

今回、1番ということで順番を与えていただきましたけれども、考えてみましたら、御勇退を表明された市長に質問をさせていただくというのも私が初めてなのかなという思いがしております。この議会での質問というのは、それぞれ答弁は部長、課長さんがされますけれども、基本的には市長に向けた市政に対する質問であるというふうに私は考えておりますので、常に市長に対する質問であるという観点からお尋ねさせていただいておりますので、今回いろいろ複雑な思いでここに立たせていただいているわけでありまして。しかしながら、通告をさせていただいておりますとおりに、私が関心を持っていること、また市民の方からいろいろ聞かれていること等を含めて質問させていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

順序に従ってさせていただきますけれども、弱者を守るということの中で買い物のごことでありますけれども、これも今まで何回もこの議場の中で発言をさせていただきました。別府市の高齢化というのも大変進んでおりまして、お年寄りの方が年々働けなくなって苦労しているという声を聞くわけでありまして。

そこで、高齢化が進んでいる中で買い物に困るという声を大変よく聞きますし、またそういう声も多くなってきたかなというふうに思っております。この高齢者の声をよく聞くとき、民間でどのようなサービスが展開されているかということについて、どのように把握されているのかお尋ねをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

議員言われますとおり、民間が行っている高齢者向けのサービスが、市内各事業所で実施されておりまして、平成25年度末において市内に7つの地域包括支援センターに対して、それぞれの圏域内での宅配サービス等の実態調査を行っております。その結果、市内全体でおおよそ50のスーパーなどの事業所が、さまざまなサービスを実施している内容を把握しておりまして、その内訳といたしましては、スーパーマーケットが8カ所、弁当・パンなどの配食が7カ所、ホームセンター4カ所、コンビニエンスストア16カ所、薬局1カ所、個人商店、これは日用雑貨、米、灯油、生鮮食品、青果、しょうゆ、たばこなどでありまして、14カ所でございます。

○10番（市原隆生君） 大きな、かなり広範な形でサービスが行われているということでもありますけれども、私もよくこういうサービスがされているということも聞いております。しかし、高齢者の方にとって、どのようにしてこの利用ができるのかということが、よくわかりでない方が多いのではないかとこのように思っております。この辺、行政のほうで紹介ができないのかというふうに思うのですけれども、以前、「子育て応援団」という名称だったかと思えます。県がやっているそういった事業の中で、ホームページ等で子ども連れの方の買い物を支援する、さまざまな形で例えば授乳する部屋があったりとか、子

どもと一緒に入れるトイレがあったり、そういったことに取り組んでいる事業所、商店に対してホームページ等でも紹介するというようなことをしていただきましたけれども、こういったことが行政のほうでできないのかどうか。いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

民間のサービスを市が直接かつ一斉に、例えば市報などで周知することは、それが個々の事業者の宣伝にならないのかなどの観点も含め、関係課と慎重に検討する必要があると考えております。

ただし、市民からの問い合わせがあれば、個別にはお知らせしている状況でありますし、さらには先ほども申し上げましたとおり、地域包括支援センターでも担当圏域内での情報も把握していますので、必要に応じてその人個人へは情報提供を行っているのが、現在の状況であります。

さらに、ホームページの件であります。インターネット等を使つての情報発信が主流となっている昨今、ホームページでの掲載は有効な情報提供の手段であります。高齢者には比較的不得意な分野でもあります。しかし、最近では高齢者の方の利用もふえておまして、老人クラブ主催のパソコン教室は人気のある教室であるとも伺っております。したがって、高齢者みずからが必要とする情報を直接事業者などから入手する、そういったすべを高める取り組み、こういったことも力を入れながらホームページ等における掲載にも、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） それは、ぜひお願いします。というのは、こういった高齢者の買い物の支援というのは、やっぱり行政が取り組まないといけないことだと思うのです。例えば、別府市の窓口で住民票などをとりましたら、あそこに封筒が準備してあります。これにはそういった封筒を提供してくれる方が広告を載せて置いているわけですね。そういったことも既に行われているわけでありますから、そういった市が取り組まないといけないような事業を支援してくれるような民間の業者がありましたら、それは積極的にやるべきだというふうに思います。

1点、集合住宅等でも高齢化が進んでいるわけでありますけれども、こういったところでのサービスを生かすことができないのかどうか。その点はいかがでしょう。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

民間のサービスを生かすことについては、もうこれは地域包括ケアシステムの構築を進める中において重要な要素の1つであるというふうに考えております。具体的には地域包括支援センターが、担当圏域内での民間が行う宅配情報もさることながら、NPO法人やボランティア活動などによる買い物支援、こういったいわゆる地域資源を高齢者のニーズに合わせて生活支援のために生かしていく仕組みづくりこそが、まさしく地域包括ケアシステムの根幹でありまして、これから進むべき方向であるというふうに認識しております。したがって、これからは地域資源等の明瞭化に取り組み、高齢者の方へのわかりやすい情報の提供を進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） 推進の方を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、交通についてお尋ねをしたいと思ひます。

これは議案質疑でもあつておりましたけれども、中山間地での公共交通の現在の運行状況、それから今後の見通し等もお尋ねをしたいのですけれども、先日、デマンド交通を導入して成功をおさめているという行政の調査に行つてまいりました。大変によくできたシステムだなどというふうに思つたのですけれども、大変費用がかかっているようであります。別府市で今こういった公共交通に係る補助金等を考えたときに、なかなかこういったところまで整備することは、ちょっと難しいのかなというふうにも思つているわけであります。しかしながら、やはり高齢化が進む中、また中山間地の高齢化も本当、加速して進んでい

るというふうに思っておりますし、その点についての今後の方向性、どのようにお考えでしょうか。

この中山間地の交通に対する手立てというのは、やはり先ほども申しあげました買い物等にもかかわってくるというふうに思っております。その点も含めて答弁いただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

本市が、中山間地域の生活交通を維持するために補助金を支出している路線は、内成線、境線それから柚の木線、仙人田線の4路線があります。仙人田線につきましては、サファリから天間地区ということで、それ以外の3路線は別府駅を起点とする市街地を通る路線であります。

運行状況でありますけれども、内成線については、平均運行回数、平日が4回で、平成25年度の平均乗車密度でいきますと1.6人ということになっております。境線が、平日の運行回数2回で、乗車密度は2.2人、柚の木線が1回で2.7人、仙人田線が、運行回数が2.5回で0.6人ということになっております。

今後の見通しについては、終点地区の人口が、わずかずつではありますけれども減っておりますので、今後も利用状況は伸びない、横ばい、もしくは減少傾向かなと思っております。

それから、その次の質問でございますけれども、全国的に路線バスは赤字であります。とりわけ中山間地域については、維持することが難しくなっておりますので、幹線はバス、それから枝線は他の交通手段でということのすみ分けが進み、今、議員からお話があったように各自治体でコミュニティーバスやデマンドタクシーなどを導入しておりますが、赤字を補填するための財政負担が大変重くなっております。

今回新設する別府市公共交通活性化協議会のほうで、今後交通空白地域を生まないための対策と、それから交通事業者が積極的な利用促進を展開できる方策について、さまざまな立場から意見や要望が出ると想定しておりますけれども、利害を調整して公共交通のあり方、それから今話があった買い物難民のものも含めて対応を検討していきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） この質問の通告を出した後にこの議案質疑を見て、そういった協議会が立ち上がるということをお聞きしました。この点、今後の成り行きに期待をしたいというふうに思っておりますので、今回の質問はこの程度にしておきたいというふうに思います。

次に、虐待についてお尋ねをしたいと思えます。

これを虐待と言っているのかどうか、私がお聞きしている内容が虐待に当たるのかどうかというのは、ちょっとよくわからないのですが、これは高齢者にかかわらず、虐待というのはどのような状況を言うのか。定義というものがあるのでありましたら、その点教えていただけたらというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者虐待とは、基本的には次の5つの状態に高齢者があることと定義されております。まず1点目は暴力を加える身体的虐待、2点目として世話をしない介護放棄、3点目として精神的な苦痛を与える心理的虐待、4点目としまして性的な行為を強要する性的虐待、最後に5点目は金銭や財産を勝手に使う経済的虐待、以上の5つに大きくは分類されております。

また、このほかにも、みずからが本人の生命、健康、生活の質を損なうままに放置している状態の方を「セルフネグレクト」と言いまして、他者による虐待ではありませんが、他の虐待と同様に周囲の支援が必要となり、これらもみずからに対する虐待と捉える考え

が通説となっております。

- 10番（市原隆生君） 虐待といいましたら、イメージとして例えば身内の中で行われているようなイメージがあるのですけれども、私が相談を何回か受けたことがあるのは、例えば御主人が亡くなって、高齢者の夫人が一人残されたというようなときに、周りから、これはその自宅に出入りするところにちょっとロープを張って、ここは自分の土地だから通行したらいけないというようなことでロープを張って通行できなくしたりということが、これは実際にあったのです。今はどうかというと、息子さんが遠くにおりましたけれども、今、帰ってこられて一緒に住んでおられます。聞いたら、最近はもうそういうのはなくなったというようなことを聞きました。そういうようないじわるといいますが、そういうのを受けようになったのは、やはり御主人が亡くなられて、高齢の夫人が一人で生活をされるようになってからそういったいじわるといいますが、そういったことを受けようになったというふうにもお聞きしました。

また、高齢者だけの御夫婦で住んでいるところは、土地の境界に、境界というのは立ち会いのもとでくいを打つというふうに私は聞いておりましたけれども、知らない間に境界のくいが打たれて、それも明らかにその住んでいる御夫婦の側に寄った形でくいを知らない間に打たれた。そういったことをしても、お年寄りの夫婦なのでそういった反論もないだろうというような予想のもとでされているのかなというような気もしているわけであり、そういったことがあっても、なかなか高齢者の方というのは反論しづらいといいますが、どこに相談していいかわからない。もう、されるがままになっているというような状況でそういった相談を受けたわけであり、

そういった高齢者にかかわらず、今私が2例お話しした内容は、高齢者の方なのですけれども、そういったことでさまざまなそういういじわるとかいうふうに外部の方から受けているというようなときに、相談できる場所がないのかというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

嫌がらせ等に係る相談窓口ということでありますが、高齢者の権利擁護の相談機関として市が委託設置している担当地区の地域包括支援センターに相談していただければというふうに思っております。また、高齢者福祉課においても、権利擁護に係る相談窓口を設置しておりますので、嫌がらせだけでなく、それが虐待につながることも十分に考えられますので、速やかに相談いただければというふうに思っております。

- 10番（市原隆生君） 私も課長とこのやりとりをしていて、地域包括支援センターがそういった窓口になっているというのを初めて知りました。ほとんどの方が、こういったことも知らないではないかと思えます。包括支援センターというと介護の相談だろうというふうに思われている方がほとんどだというふうに思いますが、また地域包括支援センターがあるということを御存じの高齢者の方も、まだまだ少ないというふうに感じております。ぜひともこういった相談もできますよということを、さまざまな形で知らせていただきたいし、また高齢者の方が知らないということは、民生委員の方もそんなに、御存じの方がおられるのですかね。そういった相談があったらつないでもらえるかと思うのですけれども、その辺もまだ、民生委員の方に相談をしていないのかもしれないかもしれませんが、その点よく徹底していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） 地域の福祉の担い手であり民生児童委員の方、この方にはある程度地域包括の周知はされていると思うのですが、まだまだそういったお声があるのであれば、さらに皆さんに周知を徹底していきたいというふうに考えております。

地域包括支援センターは、今、議員おっしゃるとおり介護保険のサービスだけではなく、さまざまな権利擁護、そういった業務を実施しておりますので、気兼ねなくひとりで悩む

ことなくいつでも、地域の中学校区に1つありますので、行って相談なされてみてはというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。「住んでよし」についてということで質問をさせていただきます。

これは、6月議会でもこの内容について質問をさせていただきました。大分駅前が大変大きな商業施設ができつつあって、別府市としてこれに対抗するような施設というのは、もうつくりようがないだろうということの中で、この大きな、これからますます発展する大分駅周辺に対する、そこで働く人が住むまちであってもいいのではないかとということで、今後の別府市のあり方というものを6月の議会で質問をさせていただきながら進めたわけでありまして、それを受けてか、ちょうど浜田市長のインタビューの記事が大分合同新聞のほうで出ておまして、12月議会で進退を明らかにするという前段の中で、別府市もそういった「ベッドタウン」というような言葉が使われていたかと思っておりますけれども、そういった人が住む、人が生活するまちとしてのあり方というものを、この人口減少社会が言われている中で目指してもいいのではないかとすることを、市長のほうでも言われていたというふうに感じました。それで、今回、ぜひ進めていただきたいという思いでこの項目を入れたわけでありまして、

特に今回この項目を入れた中に、1つは市有財産利活用推進特別委員会の中で亀川住宅の建てかえのことをお聞きしまして、方向性として古い建物を崩した後に、そこに新しい高層の住宅を建設するということでもありましたし、また、今、亀川駅の西側が、道路の拡幅等に入って整備をされるということでもありました。市営住宅もそうでありまして、そういった西側が整備をされて亀川駅も便利になりまして、東西通り抜けができるようになりました。そういった便利になった中で、民間の高層住宅をそういったところに建設を促して、JRの駅から大変、別府市には4つJRの駅があって、そういった交通にも便利だというふうに思いますし、この点は6月議会でも指摘をさせていただきましたけれども、そういった今後の別府市の生活の場としてのあり方というのも進めていいのではないかとというふうに強く感じております。その点、今後どのように進めようとしているのか。

これは、長期的な推進になるかというふうに思っておりますし、また、市長が勇退を表明された中での質問でどうかなというふうに思ったのですが、この点、方向性としてやはり今後、別府市のあり方としてこういう方向性を押さえておくということは大事ではないかなというふうに思いましたので、この項目を質問させていただきました。この点いかがでしょうか。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

先ほど、6月議会のほうで市原議員のほうから大分市のことが出ましたけれども、大分市はJR日豊本線と国道10号につながっておりまして、別府挾間線も開通を今後いたします。移動時間も短く、生活圏を共有できる地域だというふうに考えております。その一方で、観光立市の本市と大手企業が集積している大分市とは、産業構造がもともと大きく異なっております。それぞれが持つ都市の魅力が違うので、お互いの強みを生かして今後連携することも必要ではないかということが、先般の市長の発言につながったというふうに解しております。

また、別府は自然と温泉に恵まれておりまして、高速道路やフェリーなど交通インフラ、旅館・ホテルの宿泊施設、また留学生を通じた海外との交流、まちづくり団体の活動が活発など、そのブランド力は全国に高く評価されております。さらにコンパクトな市街地で福祉や医療も充実しています。先ほど亀川の、私も出ましたけれども、先般、「泉都まちづくりネットワーク交流会」があり、「自分たちが描く10年後の別府」をテーマに5グ

グループが意見発表いたしました。また、11月28日には、別府青年会議所主催の「別府サミット2014」が開催されまして、市内の2大学、4高校の学生・生徒さんが、「ふるさと別府のために」というテーマで意見発表を行いました。いずれも別府の魅力を再発見し、前向きな意見で、自分たちで別府をよくしたいという気持ちがあらわれて大変感動し、参考にしたところでございます。

現在、平成28年度から始まる別府市総合計画、後期基本計画の策定に向けまして、市民アンケートや移住・定住の調査を行っております。その評価分析を通じまして、本市が持つ魅力と強みをさらに情報発信する戦略を考えていきたいというふうに考えております。コンパクトな都市の形態や子育て、医療など、市民も気づいていない暮らしの魅力がたくさんあると思います。本市の住みよさを発見して伝えられるよう、今後各部課が連携して取り組んで情報発信してまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） 全国でも高く評価されているということでもありますけれども、これは遠くから見て別府の魅力というものがそういったところに届いているのだろうというふうにも思います。ただ、近くの人から見るとなかなかこれも、お伝えしてありますけれども、どういった根拠でおっしゃっているのか、税金が高いとか、いろんなものが高いというようなことで、例えば日出に移転をされている方もありますし、そういった方にお話を聞くと、「別府はこういうのが高かったからね」というふうにおっしゃるわけです。そういったマイナスのイメージを持って敬遠される方もあるわけでもありますけれども、そういった方にも、いや、そうではないのだということで、ぜひ反論といいますか、そういったことができないか。また生活圏として、生活をするまちとして成功をおさめるためには、そういった本当によかったというふうに思っただけでも大事ではないかというふうに思いますし、またイメージとして持っていたかなければ、なかなか近づいて来ていただけないのではないかというふうに思っているわけでもあります。その点、もう少し答弁いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○企画部長（釜堀秀樹君） 今、議員おっしゃるように、別府の税金が高いというような御批判をいただいている部分もあります。しかし、生活実態としまして、その年その年で特徴がございます。別府は温泉があり、例えば65歳以上の方だったら無料入浴券がある。生活実態としてさまざまにその特色がございますので、必ずしも別府が悪いというわけではございません。その中で反応ということもございますが、今、都市間競争もございます。先ほど答弁しましたように、別府の魅力をさらに発信していきたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） 私もここは言いましたけれども、やはり悔しい思いをしているものの一人であります。別府の魅力、そうではないのだということで多くの方が住んでいただけるような発信をぜひともお願いしたいというふうに思っております。どうかよろしくお願ひします。

次に、ではロコモ予防についてということでお尋ねをしていきます。

ロコモというのは何かということでもありますけれども、とにかく運動することが大事だというふうにお聞きをしました。このロコモとは何かということと、それからこの運動習慣を続けていくということが重要だというふうにお聞きをしました。

そこで、今、高齢者の方までもといいますか、そこそ若いときからずっと続けて、別府のまちというのは特にミニバレー等が盛んに行われているというふうに聞きますし、結構、高齢者の方もずっと続けておられるという方もよくお聞きをするわけでもありますけれども、今、別府市内、さまざまな体育館といいますか、屋内運動場、いろんな施設がありまして、開放していただいているのは大変ありがたいことだというふうに思います。しかしながら、建物の老朽化に伴いまして、中の器具も大変に、そのままになっているという

ところがあります。その年を重ねていくにつれて大変扱いにくくなっているという声をよく聞くわけであります。新しく体育館を建て直したところ等は、そういった新しい器具をそれぞれ整備していただいていると思うのですけれども、何せ古い体育施設については、器具もそのままである。なかなかその出し入れについても手がかかるようになってきたという声もよく聞くわけであります。その点、こういったロコモ予防、またその先には介護予防ということもかかわってくるわけでありますので、そういった運動ができる、また運動しやすい整備というのも大事ではないかというふうに思っております。この点、今後の方向としていかがでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

私も、ロコモというふうな形を初めて聞いて調べたのですけれども、加齢とともに筋力が衰えるというふうな状況だということでございます。その中で、今御指摘のありました利用しやすい器具という状況の中で、多くの市民の皆様が利用される学校体育館あるいは地区体育館では、バレーボールの支柱を鉄製から、軽くて持ち運びやすいアルミ製に順次変更しているところでございます。来年度も、アルミ製に変更する予定となっている体育館もでございます。このように今後も器具等を配置する際には、十分配慮して利用しやすい施設にしていきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） これは、ずっと年を重ねるにつれても続けていけるように、その点の支援をよろしくお願いをしたいと思います。これが、ひいては介護の予防につながっていくことだというふうに思っておりますし、かなり長くされている方が、元気いっぱいやっぱり続けておられる姿をずっと見てきておりますので、その点加速をしてそういった器具の整備等、できましたら、よろしくお願いをいたします。

では、次に市有財産の管理についてということでお尋ねをします。

まず、特に市有地についてでありますけれども、管理の仕方というのはどのようにしているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

市有地につきましては、行政財産と普通財産とに分類をしており、行政財産につきましては、所管をしているそれぞれの課で、普通財産につきましては、私ども財産活用課で基本的には管理をしておりますが、当課で管理及び処分が困難なものについては、各所管課のほうで管理をしております。管理する市有地につきましては、常に善良な管理者の注意をもって管理をし、目的や用途に応じて効率的に使用しなければならないということが規定されております。

○10番（市原隆生君） 言いたいのは、規定されているということではなくて、実際にどうしているのかということなのです。例えば管理をしているという、今一口に言っても、例えば年に1回見回っていますよということか、そういうことなのかどうか。例えば、勝手に物が置かれていたりとか不法投棄の場になっていたりということもなきにしもあらずだというふうに思うのです。その点、年に1回、また定期的に半年に1回でも見回りをしておりますよということであれば発見もできるでしょうし、そういったことすらない。ただ書類上で、こことここはうちの土地だからというだけだと適正な管理とは言えないのではないかというふうに感じておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

市有地に物が置かれたり不法投棄をされた場合の対応でありますけれども、まず、状況によっては警察に通報して、原因者を特定するために、置かれた物や不法投棄された物を調査するということになろうかと思っております。原因者が特定できれば、当然その原因者に費用負担を求めて請求するというようなことになろうかと思っておりますが、原因者が特定できない場合については、最終的に市のほうで処理をしていくということになろうかと思っております。

パトロールをどの程度行っているかというのは、ちょっとこの場で答弁は、申しわけないのですけれどもできませんが、不法投棄等の対応策としては、草刈り等を行って見通しをよくする、それと入り口に施錠して入れないようにする、またフェンスを設置するだとかいうことで、市有地を保全することが、対応策としては有効なのかなというふうに考えております。

- 10番（市原隆生君） 今、課長が答弁していたことをきちっとやっていけば、例えば前回、私は決算特別委員会でパークゴルフ場の見学をさせていただきましたけれども、10日に1回ゴルフボールを片づけているということでありましたけれども、おびただしい数のゴルフボールが転がっておりまして、これは一緒に行っていた決算特別委員会の議員さんも、みんな驚いておりましたけれども、要するにこういった、今、保全というふうに課長はおっしゃいましたけれども、こういった作業をしていなかったがために、今回、ゴルフ場はでき上がったけれども、そういったゴルフのボールが隣から、パークゴルフ場はでき上がったけれども、隣の打ちっ放しのところから飛んできてオープンできないというような状況になっているのではないかというふうに思います。これは常々別府市のそういった市有地であるということで、年に1回でも私はこういったパトロール等をしていただければ現在こういった状況にはなっていないくて、もう既にパークゴルフ場もオープンできたのではないかというふうに思っております。これは今言っても仕方がないことでありますけれども、今後、こういったことにならないように、別府市の市有地については適正な管理、適正な管理というのはどういうことなのかということ、やはりいざ使うときにきちっと利用できるということではないかというふうに思います。今、きちっと利用できない状況が、このパークゴルフ場のオープンが先延ばしになっているというようなことになったのではないかというふうに思いますし、今後、こういった市民の財産であるという観点からしっかりと保全についてはお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

- 総務部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

パークゴルフ場に関しましては、相手の方と事前協議もさせていただいていた状況ではありますが、非常に工事費が高額になる等のために、非常に決定までに時間を要してしまいました。（発言する者あり）はい。

今後、パークゴルフ場だけではなく、もちろん普通財産それから行政財産にかかわらず、適正管理には努めていかなければならないというふうに、今回の件を教訓にさせていただきたいというふうに考えているところであります。

- 10番（市原隆生君） ぜひ、よろしくお願いします。パークゴルフ場のことを言っているので、もうこれは前回決着がついたといいますか、補正で上げていただいた中でも私は賛成をさせていただきましたし、そのことを申し上げているのではないのですけれども、こういったことでほかのところにならないように、いざ利用しようとしたときにできないというようなことにならないように、保全管理をよろしくお願ひしたいということでありますので、お願いします。

続きまして、英語教育についてお尋ねをしたいと思っております。

これは、英語が小学校で教科としてスタートするという事をお聞きしまして、かなり先であるというふうにお答えをいただきました。この項目を上げたのは、よく市民の方から学力が、英語の力がどうかということではなくて、「学力テストのときになかなか別府市にいい成果が上がっていないね」という中で、その中に英語が入っているかどうかということをお尋ねなのかというのは、また別のこととして、これだけ留学生の方が別府市にいっぱいおるのに、小学生からそういった海外に対する目が向いていると、「こういう語学なんかはよくなるのではないの」という声をよく聞くわけです。かなり今APU、また

別府大学、溝部学園短期大学のほうでも留学生の方がおられて、例えば亀川のまちだと、かなりそこらそこらに民間のアパートに住んでおられたりして、その地域の方もよく目にするわけです。いっぱい留学生がおられるみたいなのだけでも、こういった方の活用といますか、お手伝いをしていただいて、小学生や中学生にそういった海外に目を向けることから、語学というのはもっとよくなるのではないかというようなことなのです。そういった点、留学生の教育にかかわることの中で、もっといい方向でお手伝いをしていただけないかというのが、この今回上げさせていただいた趣旨なのですけれども、この点はいかがでしょう。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

現在、小学校5、6年生で外国語活動、中学校で英語を行っております。その授業にはALT、外国語指導助手という外国人を別府市では4名雇用して、授業の助手として勤めております。

今、議員さん御指摘の留学生の件についてですけれども、実は別府市が雇用しているその外国語指導助手は、地方公共団体が総務省、外務省、文科省の協力のもとに実施しております外国青年招致事業、いわゆるジェットプログラムというのですけれども、それにおいて大学の学士号の取得者であることや、英語について正確かつ適切に運用できるすぐれた語学力を有していることなど、多くの要件を満たした者が採用されて来日しているところであります。

留学生につきましては、そういった理由から、現在いる外国人留学生については、外国語の指導助手として活用することはできないというふうに考えております。しかし、子どもたちが外国語、英語を学びたいという気持ちは少なくありません。外国語を学ぶ意欲づけとして留学生から外国のことを教えてもらったり、留学生と交流を図ったりする活動は効果があるというふうに考えております。文化国際課主催の国際理解教室において実施しておりますので、さらに活用を促していきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） ALTのことは、この前のやりとりでわかりましたので、申し上げることはなかったのですけれども、ぜひさまざまな、これだけ多くの留学生の方がおられるので、ぜひともそういう小中学生にこういった海外に対する目の向け方、またこういった興味を湧くような方策を今後していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、6番の集中豪雨時の被害防止についてということでお尋ねをしたいと思います。

これは、特にこの項目を上げようと思ったのは、吉弘踏切の下で車が水没しまして、ちょっと相談を受けた中で、お聞きをしたら、「今まであそこができて豪雨で水がたまって車が動けなくなったというのは見ないですよ」というふうにお聞きをしました。その周辺の方というのは大体わかっているのですね、あそこに短期間に雨がいっぱい降ったら水がたまるということはわかっているけれども、今回、そこに水没した方も「初めて通った」というふうに言っておられました。

もう1点は、古市の大変低いところで水がなかなか引かない中で道路と、それから側溝の境がわからなくて、その側溝も大変深いわけでありましてけれども、踏み外したり、歩行者が踏み外してもタイヤが踏み外しても、大変大きな事故になるのではないかというふうに感じております。これはずっと以前からこの状態のままで、今回、雨が降ったときもそのままでありました。何らかの対策ができないかというふうに思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

御指摘の吉弘踏切のアンダーの箇所につきましては、ことしの大雨のとき一時冠水して、いずれも30センチから40センチの冠水がありました。また、古市町につきましても、議

員御指摘のとおり海水の影響を受けやすい場所であり、満潮と大雨が重なり、一部の市道で約 50 メーターの区間で約 20 センチの冠水を確認しております。両箇所とも 30 分程度の一時的な冠水でしたが、通報を受けまして、すぐ通行どめの措置を行いました。

これからの対応につきましては、吉弘踏切につきましては、アンダーを通過するときにはわかるように、既にもう注意喚起の看板を 2 カ所設置しております。ただしトンネル、頭上にも新たに今、今回の浸水を受けまして看板を設置して、あと、注意喚起の看板を 2 カ所わかりやすいところに設置したところです。

あと、古市町につきましても、水路は維持管理上ふたの設置が難しいため、冠水しても水路の位置がわかりますように反射ポール等を設置し、安全対策を行いたい、このように思っています。

今後、パトロール、道路パトロールの強化と事前の気象の情報、その情報を事前に入手することに努めまして、早目の対応を行ってまいりたい、このように考えております。

- 10 番（市原隆生君） 最近天気予報もピンポイントでの予報が可能だというふうにお聞きしておりますし、こういった情報がありましたら、速やかに行動を起こしていただいて事故のないようにお願いしたい。

ただ、課長、吉弘踏切、今度三、四十センチと言われておりましたけれども、車のドアの取っ手のすぐ下まで来ているのです、水が。それをはかったら 80 センチです。この辺はそのぐらいまで水がたまるということをぜひ御認識いただきたいというふうに思います。その点の安全対策を強化していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

- 8 番（荒金卓雄君） 私も、通告どおり御質問をさせていただきます。

初めに、がん検診の受診率向上についてお伺いいたします。

最近、厚生労働省が発表いたしました平成 25 年度の全国のがん検診受診率、これが初めて 40%を超えたという報道がされました。国としても、国のがん対策推進基本計画の目標として平成 27 年——来年ですね——6 月までに 50%を達成する、こういう計画で来ておりましたのが、平成 25 年度で 40%を超えて、それに何とか迫っていくのではないかとこの報道がありました。私も以前から別府市のがん検診率、何回かのやりとりで聞いておまして、低いなという記憶がありましたので、今回、課長のほうから資料をいただきまして、その 40%と比較しますとどうなのかというのをちょっと調べたのですが、代表的な胃がん検診、これが全国で今回では 39.6%までアップしておりますが、別府市、これは平成 24 年度の数値ですが、5.4%、肺がん、こちらのほうは、国のほうでは 42.3%まで上がっておりますが、別府市は 14%、こういう低い数値。これ、実は私もそんなに差があるのかなということで見ましたら、国のほうの調査は、国民生活基礎調査というのを 3 年ごとに行っておりまして、それに答える形で調査票をもらった方が、調査の項目に回答したやつを集計している。それも、質問項目が非常に多数ありまして、そのうちの 1 つに「がん検診を受診しましたか、どうですか」というような項目があつて、それに本人が答えての集計ですから、当てにならないと言うとちょっと語弊がありますが、勘違いですとか、そういうようなことも含まれるのではないかと。逆に別府市が低いとはいいいながらも、どういう受診率の出し方をしているのか。まずこれを確認させていただきたいと思えます。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

市が行いますがん検診の対象者は、就業者以外の方など、がん検診を受ける機会がない方を対象としております。国が示しております対象者の計算方法によりまして、40 歳以上を対象とするがん検診では、40 歳以上の人口から農林水産業従事者以外の就業者及び介護保険における要介護 4 及び 5 の認定者を除き算出しております。

しかし、この算出方法の解釈は、市町村により異なるように聞いておりますので、一概

に受診率の比較は難しいと思っております。

- 8番（荒金卓雄君） 別府市のやっている数値のほうが、より厳密度が高いというふうに思います。特にいわゆる就業者を除いて、サラリーマンが勤めている企業で受診している場合ももちろん多いわけですが、それはこの別府市の低目の数値には入ってきていないので低いままということもあるかもしれません。

それで、どうでしょう、過去5年間、この別府市のがん検診の受診者の数値を見ての状況、傾向、これはいいほうに向かっているのでしょうか。どうでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

別府市の受診率は、県平均を下回っておりますが、この5年間の受診者数の推移を見ますと、いずれの検診も増加及び増加傾向となっております。受診者の状況では、全年齢において圧倒的に男性が少なく、女性の3分の1以下となっております。また年代別では、60歳、70歳代が約7割、女性のがんでは約5割を占めている状況です。

また、継続的に受診している方は60%以上あり、リピート率が高いのではないかと考えております。

- 8番（荒金卓雄君） 圧倒的に男性の受診率が少ないということで、私もことはちょっと周りからの指摘もありまして、健康センターでがん検診を多数受けてきました。幸いにもがんがあるという診断ではありませんでしたが、正直、なかなか行くのは億劫といたしますか、そういう気持ちは確かにあるなどというのは思います。いずれにしても県内でワースト5位以下ということは、やっぱり何とかしなければいけないのではないかとこのことですわね。今、がんは日本人にとっては国民病、2人に1人はがんにかかる。だけれども、一昔、二昔前と違いまして、早期発見・早期治療になれば助かる。がんも怖くないというような時代に入ろうとしております。また、民間の保険会社なども新しいがん保険などをつくって、そういうのが多くの国民の皆さんに受診をしてみようというような動機づけに私はなっている、そういう流れではないかと思うのです。

それで、今、健康づくり推進課で受診率をアップするための取り組み、これまでの取り組みももちろんあるでしょうが、さらに市民の方が自主的に取り組んでいくようなそういう対策、これはどのようなものを今お考えでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

特に青壮年層の男性に対する受診勧奨及び新規受診者数の向上を重点的取り組みと考えております。具体的には、乳幼児や児童生徒を対象とした検診時における受診勧奨や事業所への訪問による受診勧奨等、職域との連携を行っております。また、今年度行いました検診に関する調査では、検診の必要性を知らない、忙しいということが主な未受診の理由でありました。年に1度の検診で早期発見できれば、体への負担や医療費等を軽減でき、生活の質を維持することができます。このような情報などを含め、きめの細かい情報提供を行っていきたいと思っております。

また、最近出張肺がん検診という形で肺がん検診を実施しておりますけれども、このように広報の仕方や受診したくなるような企画を今後も検討していきたいと考えております。

- 8番（荒金卓雄君） きめの細かいフォローが大事になってくると思います。今、全国的にも、2014年度から手紙や電話で受診を後押しするコール・リコール制度、こういうのも始まりました。また、学校でのがん教育、これを展開して児童生徒ががんを知り、命の大切さを学ぶ中で受診への意識が高まっていく。こういうことが進められて、時間はかかるでしょうけれども、受診率のアップにつながっていくことをお願いしまして、この質問を終わります。

では次に、市民と協働のまちづくりに関してお伺いをいたします。

さきの6月に別府市が、市民との協働の指針というのを作成いたしました。議会のほうでも、推進条例というものの制定に向けて動きが加速をしております。私どもも10月に議員としての協働研修、協働に関する研修を受けまして、改めて協働のまちづくりの必要性というのを加速しないといけないというふうに思っているのですが、この「協働」という言葉自体がなかなかなじみがない部分があります。市民の方にイメージが湧きにくいというのがあるのではないかと思いますので、まず具体的な事例で、こういうのが市民との協働ですよというのを少し簡単に御説明ください。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

別府市協働指針では、協働を市民と市、または市民それぞれが自主性、主体性を持って責任と役割を分担し、互いの特性を尊重し、対等な立場で共通の目的を達成するために連携・協力することと定義しております。そして、別府市をより住みよいまちにするために知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりに取り組んでいくこととしております。

具体的な事例で申しますと、例えば路地裏散策や棚田の再生など、市民が自主的・自発的に行っている活動、また公園管理をお願いする公園愛護会制度や公共施設の指定管理者制度など、行政が主体的に取り組む活動なども協働の領域とすることができます。さらに、協議会や実行委員会など、市民と行政が連携協力することも、もちろん協働と言えると考えております。

○8番（荒金卓雄君） 私も少し市報などを見まして、そういう具体的な協働ということで、これは昨年の市報に、道路里親制度が10年目を迎えましたというような紹介、特集もありました。身近な道路の整備、清掃、美化、こういうのを地域に住んでいる方も御自分たちの生活環境としてきれいにしていきたいし、また市の行政として、なかなか市の全ての生活道路にそういう美化、また事故につながるような危険な箇所があるかの点検もしにくい。そういうのを両方が力を合わせて、行政からは例えば美化の活動をしてもらうためにごみ袋を提供するとか、清掃用具の準備をするとか、また、この道は何々団体の力できれいになっていますよという、そういうアダプトサインという看板を設置する、そういうようなのがされている。多数あるわけですけども、現在、自治振興課としてこの協働のまちづくりを進める上での課題、これはどのあたりにあるというふうに考えておりますか。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

市民が主体なのか、それから行政が主体なのかといった比重はさまざまでございますけれども、既にそれぞれの分野で個別に協働は行われている状況でございます。しかしながら、別府市全体を見ますと、まだ一部の取り組みでしかございません。協働の理解も広がっているとは言いがたい状況でございます。また、市民と職員との間の温度差についても、若干あることも否めない状況でございます。

まずはこの協働に対する理解を深めていくこと、これが重要であり課題と捉えておりますので、市民や職員に対する研修等を通じまして、その理解を深めていきたい、このように考えております。

○8番（荒金卓雄君） 課題は何かというのに対するお答えが、理解を深めていくということとは、新しい段階にこれから入ろうとしているのではないかなというふうに思うのです。先ほどいろんな具体例を挙げいただきましたのも、市民の皆さんの自主的な活動から始まっている。また、それに対して担当の部署が何らかの対応をして協働という形をつくって見えているのが多数蓄積されてきたということだと思っておりますが、先ほど課長の答弁でもありましたが、別府市全体で見るとまだ一部の取り組み、また市民さらに職員、この中でも協働というものに対する温度差が、理解度の温度差があるのではないかなというふうに私も思います。

昨年の4月に協働推進室というのが、自治振興課に設置されました。これは、それまでは大体政策推進課が管轄だったと思いますし、また観光まちづくり課という課名から、まちづくりをこの協働推進室に移動させて、自治振興課でしっかりやっっていこうという流れになってくる中で、ことしの6月、この協働の指針が策定、発表されたわけですが、この作成経過、またその指針の概要、これを簡単に御説明ください。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

別府市の総合計画では、市民主体の活動が活発で、市民と行政の協働のまちづくりが行われているという基本目標が設定されております。この基本目標の達成を目指しまして、昨年から学識経験者や行政、市民代表で組織する策定委員会を設置いたしまして、市民からの御意見も踏まえまして協働推進の素案をつくってまいりました。

この指針では、市民と行政がこれまで以上に連携を深め、対等な立場で地域の特性を生かしたまちづくりに取り組むための基本方針を示しております。

○8番（荒金卓雄君） 私も、いただきました。別府市民の協働指針を読ませていただきまして、これまで自発的に別府市民の取り組み、また行政のほうも一緒にやってきたものを、今後さらに加速していくためには、しっかりしたルールを決めないといけない、また理念をはっきりさせていく必要もある。また基本的な政策といいますか、そういうのもつくっていく必要があるという、そういうようなのが整理されているのではないかなというふうに思いました。

この中の1つ、ちょっと私がお伺いしたいのは、協働を進める、協働にかかわる市民ということで、通常市民というと、お一人お一人というイメージがあるのですが、実際はそれに加えて自治会や老人クラブなどの地縁クラブもありますし、また市民活動団体、NPOなどもあります。その中に今回、企業、別府市内で事業をしている企業ということと、あと大学、こういう教育機関も協働にかかわる市民ということで含めておりますが、その理由です、そこをちょっと御説明ください。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

別府市と別府商工会議所は、別府大学、溝部学園、立命館アジア太平洋大学、それから大分大学さんと別府市まちづくり連携交流協定を締結しております。協働のまちづくりを進めていく上で企業、大学も重要なパートナーでございますので、個々に記載しているということでございます。

○8番（荒金卓雄君） 別府市のまちづくりにそういう企業であったり教育機関が積極的に加わってほしいということは、これはある意味お願いして加わってもらうという部分があるかもしれませんが、それ以上にそういう企業とか大学がまちづくりにかかわる。大げさに言うと権利があるといいますか、私もまちづくりに加わらせてくださいというぐらいの、立場をしっかりと認めてといいますか、意識していただいてどんどん加わってほしいというふうに考えて、総合力としてまちづくりに取り組んでいく、そういうのがあってほしいなと思います。

結びに、今、先ほど申しましたけれども、議会でも別府市協働のまちづくり推進条例の素案も固まって、制定への動きになっております。

私も、島根県の雲南市に先日視察に行っていました。また、去年は横須賀市でも視察で、やはりまちづくりの話を聞いてまいりましたが、やっぱり条例ができるという段階まで来ると、いよいよ本格的に進んでいく、加速化されてくるなというふうに思うのですが、なかなか市民の皆さんにはそれがそのまま伝わっているかということ、なかなか考えにくい。

そこで、ちょっと私の質問も大まかですが、いわゆる市民にとっての協働というものの将来像、今後3年、5年、10年とかかかっていくのでしょうかけれども、その将来像としては、

市としてはどういうふうを考えているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

協働のまちづくりを進める上での課題は、協働に対する理解を深めていくということが重要なことは、先ほど答弁させていただきましたが、理解が進んでも、市民の皆様が協働に参加する機会はなかなかないのではないかとというふうに考えることもあるかと思えます。しかしながら、自治会やPTA、老人クラブ、趣味の仲間など、既に地域で何らかの団体に所属しているという方は多いのではないかとというふうに考えます。例えば、自治会に所属している方は、何よりもその地域のことを一番によく知っておられるわけですので、既に行われております行政の施策に積極的に関与していける、または近隣自治会との協力のもと地域の課題を解決していく、そういうことによって地域が活性化することに結びつくのではないかと考えられます。

近い将来、「協働」という言葉が当たり前になって、市民にとってまちづくりは行政が行うものではなく、みんなで行うものであるという共通認識ができて上がり、自然と実践していく状態こそが、協働のまちづくりの将来像であるというふうに考えます。

○8番（荒金卓雄君） そういう時代を早くつくっていけるように、今回のこの指針、また議会としての条例が制定になれば、どんどん進めていきたいというふうにお問い合わせいたします。

以上で、この項を終了いたします。

次に、職員給与についてお伺いいたしますが、いわゆるわたりに関しては、昨日、議案質疑でお尋ねがありました。私も事前の聞き取りでも伺いましたので、「わたり」については割愛をいたします。

2番目のラスパイレス指数の推移についてということでお伺いいたしますが、まずラスパイレス指数とは何か、これを御説明ください。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

ラスパイレス指数とは、給与水準の比較を指数で行うものでありまして、国を100としたときの市の水準のことです。算出の仕方は、学歴別、勤務年数別の国と別府市の職員の平均給料、これを計算しまして、これに国の職員数、これをそれぞれの平均給料に乗じて、その合計を算出する方法で行います。わかりやすく言いますと、国の給料総額、それから国と同じ職員数が別府市にいるとした場合の、別府市でどの程度の給料総額になるか、そういうことを比較するものでございます。

○8番（荒金卓雄君） このラスパイレス指数が発表されますと、今の計算、算出の仕方で簡潔に国家公務員の給料と比べて地方公務員の給料が現在高いのか、それとも低く抑えられているのかという目安として、多くの市民の方は見られます。

課長のほうから最近のデータをいただきましたが、平成25年度が100.8%、その前年の平成24年度で101.4%、もう1つ前の平成23年度でも100.3%。実はその、もうちょっとさかのぼって平成22年、21年、20年、19年はちょっと100%を超えています、平成18年までは98%台、99%台という、国家公務員給与よりも安いという数値だったのですが、この3年間、100%をわずかですが超えているという状態になっています。このラスパイレス指数が100を上回っているまず理由、それをちょっと御説明ください。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

ラスパイレス指数が100を上回っている原因というふうなことですけれども、この要因としましては、国が平成18年に給与構造改革を実施しまして、地域手当を導入する一方、給与水準を下げております。別府市は、この導入が1年おくれまして、平成19年になりました。1年間国の昇給がとまっている間に別府市は通常どおり昇給したため、総体的にラスパイレス指数が100を超えたものでございます。

この対策として、平成20年から給料カットを実施しまして、人件費抑制に努めております。その結果、ラスパイレス指数は100を下回ることになりましたけれども、級別構成、これが上位に偏っているため、ラスパイレス指数が徐々に上昇してきたというふうなところでございます。

○8番（荒金卓雄君） 今おっしゃった、市としては少しおくれながらも給与水準を、ラスパイレス指数の100を上回らないように対応はしてきているけれども、現在、要は上位の職員が全国の平均と比べて高いのが、ラスパイレス指数をやはり少し高どまりさせているということですが、では、今後の見込みですね。平成26年度以降、どうこの給与をあらわす指数はなりそうですか。

○職員課長（檜山隆士君） 今後の見込みでございますけれども、今年度のラスパイレス指数については、まだ正式には発表されておられませんけれども、今のところの見込みでは100を下回る見込みというふうにはなっております。給与制度の適正化につきましては、まだ継続して進めていかなければならないものと考えておりますので、その取り組みをまた継続してやっていきたいと考えております。

○8番（荒金卓雄君） この給与の面、また先ほどの、割愛しましたが、「わたり」という面でも市民の方は厳しい目で見ております。今、行財政・議会改革等推進特別委員会の中でも職員定数の問題等、改革を求めています。市民の皆さんが納得できる状態に、しっかり変えていくという御苦勞をよろしくお願ひしたいと思います。

では、この項を終了いたします。

次に、電動カートの安全対策についてでお尋ねします。

全国的な高齢化が急速に進む中、また介護保険でも、そういう電動カートというもののレンタルサービスが進んでおります。それが、利用者がふえているというふうに私なんかでも市内、そういう電動カートに乗ってのお買い物、また病院に行ったり、お風呂に行ったり、そういう姿を多く見かけているなというふうに感じているのですが、別府市内での電動カートの使用状況、以前、何回か私も質問をしましたが、なかなか実態がつかめていないということでしたけれども、現在どうでしょうか。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

現在でも、市内でどのくらいの方々が電動カートを利用しているのかというような、正確な実態は把握できておりません。

今回、電動車いす安全普及協会に問い合わせしましたところ、県ごとの出荷台数はわかるとのことでしたので、電動カートの耐用年数を10年間とし、10年間の大分県への出荷累計台数3,032台を65歳以上の県内人口に占める別府市の人口の按分比で算出した場合、330台と推計されました。ですから、理論値では市内に少なくとも330台ほどの電動カートが利用されているのではないかと推測されます。

○8番（荒金卓雄君） 道路交通法上は歩行者の扱いということですから、この電動カートの購入利用、登録の義務ももちろんありません。また免許証というようなのも不要ですので、なかなか自治体の把握というのが困難というふうに事情はわかりますが、高齢化が進む中で、移動手段として、私は今後もふえていくのは間違いないと思うのです。そのための安全対策というのが、やはり行政に求められてくる、また民間の皆さんにも求められてくるということが考えられますので、何とかこの実態把握をより正確にできないかと思っているのですが、今後、実態把握への工夫、取り組み、これは考えているところがありますか。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

今後、警察と連携しまして、また交通安全協会別府支部地域分会との協力も仰ぎながら、地域における電動カートの利用実態の把握ができればと考えております。

○8番(荒金卓雄君) なかなか難しいようですね。しかし、そういう皆さんがふえているということに対する安全対策を行っていく必要があるかと思えます。私も道路、また駐車場安全対策ということで上げておりますが、まず実際に路面を動く、利用する道路のでこぼこ、こういうのが一番事故につながっていくわけですけれども、そういう道路の整備ということに関して、この電動カートを意識しての整備、そういうのがされていますか。

○道路河川課長(山内佳久君) お答えいたします。

電動カートにつきましては、道路交通法では歩行者扱いですので、電動カートについての道路整備の基準はありません。しかし、車椅子利用者に対応した道路整備を行うことで、電動カートも通行しやすい道路になると考えています。

別府市では、平成17年に別府市交通バリアフリー基本構想を策定し、別府駅周辺や亀川駅周辺を重点整備地区として整備を行ってまいりました。昨年より「ともに生きる条例」にも配慮した整備を進めるなど、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを重点項目といたしまして、道路の段差解消を積極的に行っております。今後も、交通弱者や電動カート利用者にも優しい道路整備を続けていきたい、このように考えております。

○8番(荒金卓雄君) 道路がフラットになっているだけでも、非常に利用者には安心感がありますし、また段差を解消して、歩道から次の歩道に渡っていくというような面での安全対策をさらに進めていただきたいと思います。

もう1つは、先ほど言いました歩行者扱いということ、法律的にはそうなのですが、なかなか周りの方、またもっと言えば御本人が、車だから左通行というような意識のことで、市民の方から注意を受けたりとか、また周りの方が、右側を歩行者と同じで動いているのに、「乗り物はあなた、左ではないか」、こういうような指摘の声というの私も聞いたことがあります。

それで、いわゆる安全教室、交通ルールを守るという交通安全教室をしっかりと開催して、現在使っている方が事故に巻き込まれることがないように、交通ルールをしっかりと守ってもらうように安全教室を開催していくということを要望しますが、その点はどうか。

○危機管理課長(月輪利生君) お答えいたします。

大分県では、県内の警察署ごとに年1回交通安全教室を開催しており、今年度は、先週の11月28日金曜日に山の口公民館にて、警察と電動カート販売業者の共催による電動カート利用者を対象とした交通安全教室が開かれ、地元の利用者6名が参加し、危機管理課からも職員が安全教室の手伝いのために参加し、当日、反射材等の啓発物品も配ったところがあります。

議員御提案の交通安全教室の定期的な開催につきましては、今後開催回数の増加を警察のほうにも要望してまいりたいと考えております。

○8番(荒金卓雄君) 警察のほうと本当、連携をとって、地道ですが、そういう安全教室を定着させていただきたいというふうに思います。

では、最後の県下一斉伝達訓練(サイレンの吹鳴)についてお伺いをいたします。

11月5日に、大分県としては県下一斉の情報伝達訓練、サイレンの吹鳴というのが行われました。この11月5日というのは、実は津波防災の日なのですね。2011年、「3.11」の大震災を受けまして、津波への意識高揚、それをしっかりと持つてもらうためにということで11月5日、これもいわゆる稲むらの火ですか、そういうのにちなんでの日付ですけれども、今回行ったこの情報伝達訓練、サイレンの吹鳴が周囲に、地元の方に十分周知を行って実施されたのかどうか。ここはいかがですか。

○危機管理課長(月輪利生君) お答えいたします。

今回の県下一斉情報伝達訓練では、災害発生時の県民への的確な情報伝達体制の構築と継続的な県民の防災意識の醸成を目的として、初めて県下一斉に防災サイレンの吹鳴を行いました。この情報伝達訓練に際して、県は、各部局と連携して関係団体等に文書で通知するとともに、県の広報媒体を利用して全県下広報を行ったとのことでした。

本市におきましても、今回、大津波警報を想定したサイレンでしたので、沿岸部の自治会長への事前連絡と、当日、広報車による広報を行いました。また、事前に11月号の市報にも掲載いたしました。

- 8番（荒金卓雄君） 私も11月号の市報を見まして、南部のあるコンビニエンスストアに10時前ぐらいに行きました。要は店内での聞こえぐあい、また屋外での聞こえぐあい、また訓練とはいいいながらも、一般の市民の方がどのような反応といたしますか、受けとめ方をするのかなということを知りたいと思ひまして行きまして、コンビニの店員の方は、鳴って、お客さんが、「あれは何か」というような声が上がったときに、「きょうは南部出張所で訓練なのですよ」ということを説明して、大きな混乱というところはありませんでした。

そういうのが、訓練とはいいいながらもしっかり周知をして、また、これは結局なるべく多くの方に、なるべく遠方の方にも知らせるといことがメインだと思うのですけれども、具体的にどのあたりまで聞こえたのか、これは把握ができましたか。

- 危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

今回使用したサイレンは、南部出張所と亀川出張所に設置している消防署の既存のサイレンでした。当日は、危機管理課職員6名にて、出張所から一定の位置での聞き取りを行いました。気象条件による変動も考えられますが、当日はおおむね1キロメートルほどの範囲内であればサイレンを聞き取ることができました。

また、来年度以降は、大津波警報時は現在沿岸部に整備中の同報系の無線設備により吹鳴する予定にしております。

- 8番（荒金卓雄君） そうですね、今、6名を配置して、どのあたりまで聞こえるのかなというのを把握するという、そういう動きで訓練の意味をはっきりさせて効果をつかみ次につなげていく、これは私は非常に重要だと思います。来年からは同報系の無線施設が、市内の亀川小学校、またティ・エフ・シーの本部ビル、またゆめタウン、こういう3カ所にスピーカーがつくということですから、そういうので、ついたら速やかにまたそういう検証の訓練を行って、怠りないようにしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終了します。

- 17番（野口哲男君） 通告の順に沿って質問をしていきます。期待に沿えませんが、午前中には終わりません。

9月議会で私が今後の地方創生等についての質問をいたしました。関連をしてその質問を続けたいと思ひますけれども、この実施計画、総合計画の中に実施計画がありますよね。それを見直すということでもございましたが、大分県知事も、地方創生は地域間競争の性格を持っており、市町村と一体となって取り組むという新聞報道等もありましたけれども、別府市が今、今後平成26年から28年までの計画を見直してどのような基本方針をもとにそれをつくり変えていくのか、そして私が思うのに、温泉と観光だけではなくて、いろんな、子育てとかございますけれども、そういう目的を達成しようとして、どのような考え方で取り組んでいるのかについて、とりあえずお聞きをいたします。

- 副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

議員からも御指摘があったように、11月21日に知事と首長が集まって、県と市町村が一体化してこの「まち・ひと・しごと」の構築を行おうということになりました。もう議員も御案内のとおり、そのために法律的には国が定め、県が定め、市町村が人口ビジョンと総合戦略を、努力義務になっておりますが、出すということになっております。ただし、

県は国の総合戦略、市町村は県の総合戦略ということを十分勘案するようというところでございます。

市の総合基本計画というのは、市の持つべきビジョンを示すものでございます。そういう中で国として、日本全体として一体となった将来の方向を今出そうとしております。当然後期計画は、平成28年度からの総合基本計画は見直すように、今私も担当部署に指示をしておりまして、市長からもそれに私が当たるようというところで言われております。各部長会でもその部分についての意見を聞くようにしております。それらを踏まえながら、一部手直しも含めて平成28年度の後期計画を見直したいというふうに考えております。

- 17番（野口哲男君） 具体的な話になっていくとかなり時間がかかりますので、とりあえず今後留意していかなければならない問題としては、もちろん別府市としては観光振興等がいろいろございます。その中で特に人口の減少対策と、それからもう1つ、やっぱり少子化対策も含めて別府がこれからどういうふうな観点でそれを推進していくのかということになりますと、稼ぐ力をつくるということがキーワードだ。これは全国的にもそういう話がありますけれども、企業誘致をしたり、それから産業の活性化を図るとか、また東京等の都市住民の3割は地方移住をしたいとかいう希望もあるようでございますから、医療と関連した居住者をしっかり受け入れていくとか、そういう計画をつくっていかなければならない。

それから、またIT企業の若者の支援。今月の12月に一般社団法人の未踏という、これはベンチャー企業支援の団体でございますけれども、情報技術分野での若者の起業を支援するネットワークが発足をします。それから、テレビでも報道されましたように、四国の徳島県あたりでは過疎化の進む山間地や海岸部等で新たにIT企業を誘致して定住とか、それから新たな雇用が生み出される、それから新たなカフェ等の対応が図られている。そういうことが報道もされておりますけれども、そういう個々の問題については一定程度の考え方についてあれば、その方向を示していただきたいと思っております。

- 副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、別府市にとって雇用というのは、すごく大きな問題だというふうに私自身も考えております。先般の部長会、行政経営会議では、大分銀行の地域戦略の方を招いて、今の別府市の状況、それから別府市のポテンシャル、医療とか、そういうものもでございます。ポテンシャルとしての仕事についても意見を聞いたところでございます。具体的にということにはまだ至っておりませんが、大きく方向性をいろいろ考えながら具体策を練っていきたいというふうに考えております。

- 17番（野口哲男君） シンクタンクというのが、市役所の務める役割でございますから、ぜひこの別府市を今後50年、100年、ますます活性化して発展していくような、地方創生も含めて計画をつくっていただきたい。具体的にはこれからでございますけれども、そのことをしっかりやっていただくようお願いをして、この項は一応具体的な問題について入っていきますので、副市長の答弁はありがとうございました。

次に、もう1つ子育てという問題があるのですが、民間保育所施設整備とか入所に要する経費とか保育対策等促進事業、こういうことが掲げられておりますけれども、今、市民の方々の意見を聞きますと、非常に子育てに難儀をしている。どういうことかという、待機児童はいないということでございますが、保育所が、近所の保育所に入れなくて遠くに入所しなければならない、それから定員がオーバーして、なかなか個別な保育が行き渡っていないのではないかと、それからもう1つは、やっぱり保育士の方々のスキルアップというものも求められていくのではないかと、そういう問題。あるいは夜遅くまで働く父兄のための保育時間の問題とか、そういう問題等があります。こういう問題等を解消するために、どのような政策をするのか。1つの案としては、老健施設に保育所を併設して、

高齢者と一緒に保育ができるような、高齢者の知恵とか力を借りて保育ができるような方策もあるのではないかとというようなことを言われておりますけれども、この子育てについてちょっと具体的な考え方があればお聞かせいただきたい。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをさせていただきます。

子ども子育て支援法が平成24年8月にできまして、この法律に基づきまして幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども子育て支援法新制度が、平成27年4月からスタートいたします。別府市も子ども子育て支援事業計画を本年度中に策定し、関係課と協議をしながら幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡充や質の向上を進めてまいりたいと考えております。

○17番（野口哲男君） アウトラインとかいうものについては、前回の厚生環境教育委員会でも説明があったように記憶しておりますけれども、問題は具体的に、また働くお母さん方あるいはお父さん方が、保育所を十分活用して子育てが安心してできる、そういうことをしっかりとつくっていただきたいというふうに思っております。老健施設とか、そういうところの話も参考として考えていただきながら、やはり定員をふやすということも非常に大事なことでございますので、待機児童はいないとは言いながら、この過密状態をやっぱり解消することを考えていただきたいというふうに思います。

次に、文化活動育成補助事業ということでございますけれども、これは、1つは文化都市としての水準を維持しているか。国際観光温泉文化都市という、文化都市というあれが、別府市は切り口があるわけですから、これから先に美術館とか図書館とか、そういうものも含めてしっかり充実した、観光地としても図書館とか美術館というのは求められるわけですから、日出町が、この前も計画を発表していましたね。商業施設の2階に立派な図書館をつくるとか、そういうことも含めてぜひ今回の計画の中でしっかり将来に向けてつくっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

出ないほうがよかったのかもわかりませんが、私がお答えさせていただきます。

美術館と図書館についてのお話がありました。私も先般、日出町の図書館の構想を見て、複合ビルの中に集積も図りながらということで、非常に感心しております。美術館と図書館については、もう前の計画でも基本的に建てていくという方向でございます。それらについてもしっかり財源対策も踏まえながら検討させていきたいと思っております。

○17番（野口哲男君） 市長、来期もやるなら、「市長、やってください」と言うのですけれども、市長はもう来期は立候補しないということでございますから、後の政権にしっかり引き継いでいただいて、これをお願いしたいと思います。

それから、もう1つは国際交流の振興というのがうたわれております。今、この中で多文化共生の取り組み状況、市原議員、荒金議員等にもその話が今ちょっとありましたけれども、この多文化共生という、せっかく留学生がたくさん別府にはおります。いろんなお祭りとか、それからまた、今、日韓次世代映画祭というのを我々はやっておりますけれども、そういう日本の学生と外国の学生が共生をしながらいろいろな多文化の共生事業に取り組んでいくということが言われておりますけれども、この問題についてはお茶を濁しているという程度しか私はやられていないのではないかと気がするわけなのです。特にAPUができて留学生がこれだけ多い。各国からすごい数の留学生3,000名以上が今いると思うのですけれども、もっとこの留学生とのコラボをしながら、この留学生と交流をして活性化を図っていく、いろんな提言もいただいていながら、その留学生が母国に帰って、第二のふるさととして別府市に対する思い入れがあって、そしてまた別府市に帰ってきていただく。あるいは、この留学生がしっかり仕事ができるような企業をつくっていくとか、そういう問題についてこの多文化共生と国際交流の振興について、今後のこの基本計画の

中でもどのように考えていくのかについてお尋ねしたいと思います。

○文化国際課長（田北浩司君） お答えいたします。

市内の大学生が主体となって地域活性化に取り組んでいる泉都大祭、2005年度からされております。など、多くの団体や市民の皆様に国際交流や多文化共生といった活動にかかわっていただいております。大変感謝しております。

議員さんおっしゃいましたように、別府市には約3,000名の留学生が生活しております。市としても、この特性を生かして各大学と連携しながら、現在、国際理解教室、地域防災訓練、各種市民との交流イベントなどに取り組んでいます。また、今年度から外国人留学生が中心となって行う地域活動に助成金を交付し、留学生と市民の交流が活発に行われるように、行政が支援する形での事業も進めております。具体的には留学生の母国に伝統舞踊や料理を体験してもらうイベントの開催や、将来に向けた現在取り組んでおりますハラルの対応などがあり、留学生が主体的に多文化共生活動に取り組む機会もふえてきていると感じております。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） 議員御指摘のとおり、さきの報道でもありましたように、市独自の調査ではありますけれども、全国一留学生、外国人留学生の比率の高い都市として事業を自信を持って今後進めていかなければならないと思っております。

先ほど言いました大学生の就職、学生同士は非常にスクラムを組んで頑張っていたいておる。就職については、残念ながらなかなか、わずかではありますけれども、企業のほうに入っておりますけれども、なかなかそれを生かせる職場が別府市にはない。逆に言いますと、海外に帰って頑張っていたいてる学生さん、全国に散らばって頑張っていたいてる学生さんがおります。その方々も年に1回別府に集まっていたいたりしていることも存じております。そういったネットワークを通じて、在学中だけではなく卒業してからもそういった方々と別府市とのつながり、これを大切に今後また別府市の発展に努めてまいりたい。

そしてまた、APUが当時来たときには、いろいろ問題が起こるのではないかと批判もありましたが、実際、亀川地域におきましては、日常生活の中に留学生が溶け込んでおりまして、まさに地域での共生ということで活動、それから生活をしていただいていると考えております。

○17番（野口哲男君） 今の答弁のように、確かにこのAPUの付加価値というのは大きいですね。だから、そういうことをぜひ生かして、市内で起業ができるような雰囲気、大学生がここにとどまって起業ができるような取り組みというのも、これからの計画の中にぜひ入れていただきたい。そのことをお願いしておきます。

次に、観光振興ということにちょっと触れてみたいと思います。

これは、せっかく来年JRグループがデスティネーションキャンペーンというものを大分県で展開するようになっております。予算ももう既についておりますけれども、副市長も参加したのですけれども、市制90周年事業の別府サミットをJC、日本青年会議所が行いました。私もJRにいろいろ、基調講演を誰にしてくれとかお願いに行ったのですけれども、大変残念ながら私その日に急遽他の会議が入りまして行けませんでしたけれども、これは、非常にこういうことはいいことだと思うのです。だから、別府市に対するデスティネーションキャンペーンというものを市民の方々がまだよくわかっていないので、どういうふうな取り組みをして、どのような効果が上がるのかということについて答弁をお願いします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

お尋ねにございましたJRのデスティネーションキャンペーンでございます。これは、大分県と県内18市町村並びに地元観光関係者、それから国内JR各社、さらには国内の

旅行会社等の協力の中、来年7月から9月までの3カ月間、集中的に全国から送客を図る、大分県では20年ぶりに開催される国内最大級のキャンペーンでございます。

取り組みについてでございますが、本年9月にはビーコンプラザにおきまして、各社の商品造成担当者を集めました全国宣伝販売促進会議も開催されまして、大分県内の観光素材の視察も終了したところでございます。

別府市といたしましては、この促進会議に際しまして、2コースの新しい素材でのコース提供、特産品並びに食材の紹介等、この機会を絶好の機会として捉えまして、最大限の効果を上げられるよう活用したところでございます。

今後も、来年の開催までに各観光関係団体等と連携いたしまして、新たな観光素材の開発、既存素材の磨き上げ等、商品造成へ向けて協議、そして実現に取り組んでまいりたいと思っております。

また、このキャンペーンが開催されることによりまして、どのような効果を我々としては期待しているのかということでございます。まず、キャンペーンの成功に向けまして大分県の宿泊、滞在場所等の拠点として大きな役割を果たさなければならないことは十分承知しております。具体的に申し上げますと、まず直接的な効果といたしまして、宿泊客数を含め総観光客数の増加が期待できること、次に、間接的にはキャンペーンの実施に当たりまして、JR各社を初め各種宣伝の実施によりまして全国的な露出が図られること、さらには、今回をきっかけにして関係団体等が観光素材あるいはイベント等の開発、既存の資源の磨き上げ、こういったものに意欲的に取り組んでいることが上げられようかというふうに思っております。開催に向けまして、このような期待を実現させるよう当然努力を傾けていかなければならないわけですが、この事業の効果をその後も継続的なものにすることも非常に重要であると我々としては考えております。したがって、このことにつきましては、アフターDC、アフターデスティネーションキャンペーンというような位置づけで考えておるわけですが、来年度の後半に向けまして、既に関係先と協議に入っているような状況でございます。

- 17番（野口哲男君） せっかくこれ、これだけのことが行われる。いろいろ、SLを走らせるとかいろいろなことが、もくろみがありますけれども、なかなかこれ、実施するについてはいろんな問題がある。それから、今言われたように一過性で終わるとというのが非常に問題なので、せっかくこの部分ができて、別府でグルメ志向の方々が来て、では何をどういうふうに、料理を提供するのか。これまでもいろいろ研究したり何たり取り組んできましたけれども、なかなかそれが定着していない。今、杉乃井ホテルがひとり勝ちみたいなことになっていきますけれども、やはりこれは全体として底上げを図るような取り組みがなされて効果を生まなければならないというふうに私は思っております。そういう意味で、ぜひこのキャンペーンを1つの契機に、さらなる観光振興というものを図っていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから次に、もう1つ私がきょう取り上げたいのは、囲碁・将棋というものが、今少なからずブームになっているというところであります。別府市においても退職教職員会の囲碁大会とか、それからまた各町内でも囲碁大会が行われたり、いろいろなことが行われています。それから先般、小学生の将棋大会で、うちのすぐ隣に子ども将棋塾将星会という塾があるのですけれども、そこの塾生が日本一になったのです。92名ほど塾生がいるというのです。普通の民家ですよ、普通の民家の中でその教室が開かれていてそういう、いつも親が送ってきて将棋を練習しているのです、勉強しているのです。大分にも道場があって、そういう中で、スポーツ観光というのは、浜田市長も一生懸命取り組んで、今球場をつくったり体育館をつくったり、いろいろできましたけれども、こういう1つの体育会系のスポーツ観光とかいうのではなくて、私は文化事業としての囲碁・将棋、これもやっ

ぱり観光の1つの大きな材料になるのではないかという思いがしておるわけです。

いろいろ歴史的に別府は、もう既に亡くなってしまいましたけれども、囲碁・将棋をはやらせた浅原健三さんという方がいたのです。昔のべっふ荘、今の花べっふというところに大きな屋敷があったのです。これは名前を胡月荘という、当時別荘だったらしいのですけれども、広大な敷地に住まわれていた。出身は福岡県のほうなのですけれども、この人が財をなしたのは、前は八幡製鉄で労働争議を主導して、現在の8時間労働を勝ち取った方。昔のやっぱり労働会の党首であったわけです。その方が、その後国会議員に選出されたり、1期で落選したのですけれども、石原莞爾という当時の、知っている方は知っていると思いますけれども、知らない方は知らないと思いますが、どうも歌の題名のような話ですけれども、この石原莞爾という方は、当時の日本軍の中にあつていろんなことをされた方なのです。だから、その2人で暗躍をしたということなのですけれども、治安維持法の違反容疑で日本を脱出して、中国の上海において実業家として巨万の財をなした。その財をなして終戦後帰ってこられて別府に居を構えたのですけれども、終戦前からですね。その中国上海で囲碁を非常に普及させたこと、それからアメリカにも囲碁を普及させたこと。それから海門寺公園に日本棋院九州本部を開設したのです。あの建物はもうなくなりましたが、この浅原健三さんがあればつくつたらしいのです。一時は終戦後、別府には数百名の有段者がいた。非常に囲碁の世界では有名な別府というのが、九州の中でも九州本部があつたぐらいですから、囲碁では非常に有名であつたわけです。

そしてまた、当時天才少年として別府中学に加田さんという、加田克司さん。これは出身が何か亀川のほうらしいのですけれども、この方が天才少年として囲碁の世界に入ってプロになられているというふうなことで、その浅原さんという方は、竹田の岡城址に7万坪の土地を持っていたのですけれども、滝廉太郎の追悼45周年記念のときに、土井晩翠を仙台から呼び寄せて、その土井晩翠が別府の浅原邸から竹田に行かれた。今、土井晩翠の「荒城の月」の歌詞が、別府市の花べっふにありますけれども、あそこはまた国鉄の協調楽団という楽団の発祥の地で、その国鉄、大分鉄道管理局の「協調楽団」という名前をつけたのが、この土井晩翠さんだつたというようなことで、結局、私が言いたいことは何なのかというと、そういう歴史があつて、大分県もかなり囲碁熱あるいは将棋熱が盛んなのです。別府の温泉に来て、温泉につかって何をするか。若い人は卓球をしたり何たりするのでけれども、最終的にはやっぱりパチリパチリと碁を打つか、あるいは将棋を打つか、そういう方々が非常に多いということで、子ども将棋教室も含めて将棋と囲碁の大会を別府で開催するようにして、全国から、あるいは中国、韓国も盛んですけれども、中国、韓国、アメリカ等、外国からそういう将棋愛好家あるいは囲碁愛好家を呼んで「別府市長杯」とかいう杯をつくって開催をしていく。これはお金が余りかかりません。旅館・ホテル業界にお願いをして、天元戦とか、過去いろいろ旅館・ホテルで天元戦とかプロの棋士の方々のあれが、囲碁大会をやっていますけれども、そういうノウハウが既に旅館・ホテル業界にありますから、そういう旅館・ホテル業界とタイアップしながらそういう囲碁と将棋の世界をつくっていく。これについてぜひ観光振興の一考として取り組んでいただきたいというふうに思いますが、答弁がございましたら、ひとつ答弁をお願いします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

観光振興における取り組み方、これはさまざま手法があろうかと思えます。特に具体策でございます観光施策につきましては、御承知のように温泉を楽しむ、あるいは自然を楽しむ、イベントを楽しむ等、さまざまなニーズにいかに対応していくかが非常に重要な部分であろうと考えております。当然誘致が可能なものにつきましては、その可能性を求めて御質問の点も含めさまざまな観点から取り組んでいかなければならないものというふうに考えております。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（穴井宏二君） 再開いたします。

○17 番（野口哲男君） 議長、議員が少ないようですから、ぜひ議場に集結するように言ってください。

先ほどの囲碁・将棋の問題、この浅原さんという方、石原莞爾を初め十河信二、これは国鉄の総裁でしたね。それから賀川豊彦さんとか木谷実棋士、それから呉清源さんという、先日 100 歳で亡くなった、中国から日本に帰化した方の棋聖ですね。「棋士の聖人」と言われた十河信二さん、そういう方々が見えて、アメリカのチックマウガキャンプの司令官の娘が、浅原さんの娘さんに琴を習って、別府駅で琴の演奏をしたとか、そういう世界にこの別府を売り込んだ方でもありました。それをつけ加えさせていただきます。

それから、災害対策と感染症対策にまいります。

まず、今、日本全国で東日本大震災の後にやっぱり少し地核がずれたりして活火山が活動期に入ったのではないかとされておりまして。そういう中で別府は、由布、鶴見を控えて、阿蘇山もかなり今活火山として活動が盛んになっているというようなことでございますけれども、水蒸気爆発とかいろいろ心配もされます。常に鶴見山の山腹からは水蒸気が上がっているわけですが、この火山対策等について行政としては一定程度の対策を立てておく必要があると思っておりますが、その件についてどうですか。答弁をお願いします。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

気象庁によりますと、鶴見岳、伽藍岳は、国内に 110 ある活火山のうちの 1 つで、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて、火山防災のために監視観測体制の充実等の必要がある 47 の火山の 1 つとして常時観測体制をとっております。今のところ、噴火の兆候は見られず、本日も確認しましたところ、噴火予報は「平常」となっております。この鶴見岳、伽藍岳につきましては、別府市、宇佐市、由布市、日出町の 3 市 1 町にまたがるため、関係機関が情報を共有し、連携を強化して防災体制に取り組まなければなりません。

今後の火山対策につきましては、現在、ことし 2 月に設立された鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会と、11 月に発足しました火山噴火に対する登山者等の安全確保に関する連絡会の中で、学者の方や気象台、県、警察、市町村の担当者を交えて噴火シナリオや被害想定区域の再検討、また登山者対策等を協議しておりますので、その動向を今後注視していただきたいと考えております。

平成 27 年度までに鶴見岳、伽藍岳噴火時の被害想定エリアや火山防災マップが改定される予定ですので、それを受けて別府市としても実践的な避難計画の検討と作成を行う予定にしております。

○17 番（野口哲男君） これは前倒しでもやらないと、いつ起こるかわかりませんから。今安全だという保障がないわけなので。

それから、やっぱり鶴見山にはロープウェイがあります。一般のお客様がたくさん利用されている。一旦緩急があれば、これは大変なことになるのではないかという気がします。ヘルメットを準備するとか、それからシェルターを準備するとか、そういう対策も将来的には、将来って、近い将来やっておかないと、何かあったときにはもう遅いということになります。その辺の、これは企業が行っている事業ですから、この点については非常に難しい問題があると思っておりますが、行政としてはどのように対応していくのですか。答弁をお願いします。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

ロープウェイに確認しましたところ、ロープウェイでは、現在、観光客用にヘルメット10個を鶴見山山頂の駅に新たに配備しました。また、ロープウェイの施設内には、観光客案内用の放送設備が、山頂付近に3カ所、山麓付近に4カ所あり、災害時等はこの放送設備を使用して観光客に避難を呼びかけることとしているそうです。また、火山噴火時には、ロープウェイが運行中止になった場合を想定して、志高湖方面へ徒歩で下山させる避難ルートも決めたと聞いております。

市と施設業者との連携につきましては、御嶽山噴火後、別府市と別府ロープウェイが緊急時の連絡体制の確認を行い、24時間お互いに連絡のとれる体制と、火山噴火時の災害対応に備えるようにいたしましたところでございます。

- 17番（野口哲男君） 過度な危険の呼びかけというのは、非常に問題になると思いますけれども、これははっきり申し上げてやっぱりあの山の頂上から志高湖方面に歩いておりても間に合うはずがないわけで、それなりの対応というのが今後やっぱりこの企業とも連絡・協議をしながら対応していく、そういう必要があると思います。その点について指摘をしておきたいと思います。

それから次に、感染症対策についてお聞かせをください。答弁をしてください。

今、エボラ出血熱、それからMER Sという中東、これは中東呼吸器症候群というのがありますが、それと強毒性の鳥インフルエンザ。鳥インフルエンザにはH7N9型、H5N1型、これは中国、あるいは主に発生している部分と、それから韓国あるいはアジア等で発生している部分、特に九州では、先日、出水の鶴から強毒性のウイルスが発見されたというようなことで、別府は観光地ですので、どのようなお客様がお見えになるかわからない。中東帰りの方がお見えになるかわからない。アフリカの方がお見えになるかわからない。それから、クルーズ船で来られた方が菌を、ウイルスを持ち込む、発症しないままウイルスを持ち込む、そういうふうなことが想像もされますけれども、この点について行政としてはどのような考え方と、その対応について計画をしているのか、答弁をお願いします。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

感染拡大予防の水際対策は、大変重要であると考えております。外国からのクルーズ船等入港の際や空港では、健康状態についての報告を求め、状況に応じて指定医療機関への搬送、入院勧告等が行われます。また、発生国への渡航時及び帰国時には注意喚起等が行われており、検疫体制や医療提供体制が整備されております。

市といたしましては、県や医師会との連携強化を図りながら、ホームページなどにより市民に対し、感染症についての正しい情報の提供や知識の啓発などを行っていきたくて思っております。また、観光都市として風評被害対策も大変重要であると考えております。

そこで、現在別府市では、別府市新型インフルエンザ等対策行動計画を今年度中に策定することとしておりますので、こうした非常事態に備えた危機管理の体制整備に取り組んでいきたいと考えております。

- 17番（野口哲男君） 前後しますけれども、このエボラ出血熱それからMER S、インフルエンザ、市民の方々のこのウイルスに対する知識とか対応というのが、非常に知られていない方が多い。だから、そういう面について行政としては、例えばエボラ出血熱についてはどういうウイルスで、どういうことですよ、ここまで対応すれば安全ですよとか、それからMER Sも中東といいますか、ラクダからウイルスが伝染するというふうに聞いておりますけれども、特に今鳥インフルエンザ、時々私は南立石公園を散歩、ウォーキングとかするのでございますけれども、鳥が死んでいるときがあるのですね。大変問題なのは、野鳥、カラスとかハトに対して餌をやっている人がいる。こういう問題。それから家禽、鶏とか、そういう鳥を飼っている方々が、野鳥を近づけないような措置をとるとか、そういうこと

をしないと、別府市でもいつの間にか、知らないうちにそういうウイルスに侵されているというようなことがあるわけで、その点についての態勢とか周知徹底方についてはどのように考えているんですか。その内容についても聞かせてください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

感染症につきましては、正しい知識の啓発というのが大変重要であります。また、どのような時期にどのような情報を提供するのかということも重要でありますので、庁内では関係する課、また関係機関、医師会等、それから保健所等と今後について、啓発については検討していかなければならないと思っております。

○17番（野口哲男君） これは、では市としてはそういう、例えば何か、市報か何かにこういう、ウイルスについてはこういう対応をしなければいけませんよ、予防のためにはこうしてくださいよとかいうことは発表するのですか。その点はいかがですか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

ただいま、鳥インフルエンザについてはホームページでお伝えしておりますので、その後、またエボラ出血熱、MER S等についても情報提供していきたいと思っております。

○17番（野口哲男君） インターネットだけで伝わるかどうかわかりませんが、高齢者はインターネットを見ない人が多いですから、その辺はしっかり広報をお願いしたいというふうに思います。

それでは、この感染症については万遺漏なきよう対応していただくということをお願いして、次に移ります。

次に、いじめ防止法の制定後の問題点ということを上げております。いじめ防止法が法律として発表されて、別府市では教育委員会がいじめ防止基本方針という、条例ではないのですけれども、教育委員会の中で学校の対応等について基本方針を発表しております。しかしながら、いじめというものは学校だけでおさめられるものではなくて、やっぱり社会全体で対応していかなければならないということが言われるわけで、簡単に、一生懸命この基本方針をつくっていただいた教育委員会のほうにちょっとお伺いをいたしますけれども、どのような法の趣旨を受けて、非常にこれ、多岐にわたって考えてつくられていると思います。すばらしいとは思いますが、ただ教育委員会だけでおさまる問題ではないということを再度申し上げますが、基本的などのような考え方のもとにつくられたのか教えてください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

いじめの防止に向けて、別府市では別府市いじめ防止基本方針を定めましたが、その中には各学校における校内いじめ防止等対策委員会を設置すること、各教職員の資質向上のために研修会を実施すること、いじめの早期発見のためのアンケートや教育相談週間を実施すること、別府市総合教育センターにおける電話相談、あるいは来所相談を充実すること、専門家等を含めた別府市学校問題解決支援チームを設置することなどの取り組みを行っております。

○17番（野口哲男君） 学校の内部では、それでいいのではないかと思うのです。ただ、これまでの事例を見ますと、このいじめの定義という主な具体例については、子どもが心身の苦痛を感じているものという広い大きな定義の中で、冷やかしかからかい、それから悪口を言われる、仲間はずれにされる、集団による無視、それから遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする、金品を隠されたり盗まれたりする、嫌なことや恥ずかしいことをさせられたりする。それから、今一番問題になっているのが、パソコンや携帯電話で中傷をされるといことが、この定義の中に入っているわけなのです。ということは、これは法律にもありますように、全ての自治体がいじめ防止の対策を行う、これが法律の趣旨なのですけれども、別府市においては、教育委員会はこれだけ取り組んでいるのですけれども、

どうも私が考えるに、やっぱり行政、市長部局が、この法律の趣旨をしっかりと理解して対応していくという必要があるのではないかなというふうに思います。特に義務のない対策というのが非常に不十分であると言われていています。つまり努力目標ではだめで、報道等によれば、法施行後に181件もの重大事態が発生している。学校による調査が大多数で、地方公共団体の長による再調査は実施されていない。ここに大きな問題があるのではないかとされています。根本的にいじめを、発生主義、発生した後に対策を練るとか、いろいろすることを今までやってきましたけれども、防止をするという1つの予防措置としての各自治体における対応がおくれているのではないかと、そういうふうに使われております。だから、いじめをされる当人は誰にも言えないのですよね。親にも言えない、それから近所の人に言えないかもしれない。しかし、兆候としてはやはり親もわかるし、それから地域の方々もそれなりにそういう問題がわかるのです。

だから、そういう1つの大きないじめというだけではなくて、私がこれから申し上げるのは、児童とか高齢者の、この前ちょっと起こりましたね、幼児の虐待。たった4カ月の子をぶったたいて死に至らしめるようなことがある。それから児童生徒、12歳の中学生が、親から「死ぬ」と言われて自殺をしたとか、こういう今の世の中というのは非常に想像以上にいじめとか虐待とかいうものについて深刻な状況に陥っているということが言えると思います。特に児童、高齢者の虐待も含めて、先ほど市原議員も何か言われたようにありますけれども、障がい者の虐待というのが、全国で2,700件ぐらい総務省の調査では出ているのですけれども、これは氷山の一角で、障がい者は物が言えない、やられても黙っている。だから、これは氷山の一角で、どれだけ多くの障がい者が虐待を受けているかわからない。結局ここにあるようにDVですね、ドメスティックバイオレンス、そのドメスティックバイオレンスを避けるために自治体間で住所を不明にしてしまうと、子どもまで不明になってしまっただけで行方不明者があらわれるとか、それからセクハラとか、それからパワハラ。

セクハラについては、直接私に電話がありました。この内容についてはここでは申し上げられませんが、やはり弱者としてパートとか、全国的にもそんなのですけれども、対応に非常に、自分がやめさせられるとか、いろんなおそれがあるものですから、なかなか表向きに言えない。そういう問題があって、私が申し上げるのは、もう1つ今、今度は安倍総理大臣が認知症の対策を、これは世界のサミットの中で言われたようですけれども、全体的なそういうふうな社会的な不安とか、そういうものが今多発している。

だから、このような問題について行政としてはどういう対応をしていくのかということが、非常に重要になってくると思うのです。この対応について、今はっきり申し上げて、市の方も各セクションでいろいろ対応していただいていると思います。しかしながら、私が言いたいのは、縦割り行政の中で市民がこの問題についてはここに相談に行くとか、この問題についてはここに相談に行くとか、そういう知識とか分類をされる能力を、能力というか情報がないのですよね。だから、私は一人一人の障がい者も全て含めて、DVから何から全て含めて、本当に別府市がつくった、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、「ともに生きる条例」をつくりました。これは非常にいいことだと思うのです。だから、そういう条例も含めて私が申し上げるのは、横断的に、横棒を通すというのですか、情報を一元化する部署を設置して、それで市民はもちろん、家庭、学校、地域、社会福祉施設、警察、弁護士、こういう専門家の人も連携して、また共同して、共同というのは、あの「協働」ではなくて、「ともに同じ教え」ということなのですけれども、安全に、本当に安心して暮らせるまちづくりをする。これは浜田市政の十分な目標であると思いますけれども、市長。だから、そういう意味で本当にこういう状況を考えて対応していくということについて、私の提案というか、そういうものについてはどのように考え

ますかということをお聞かせいただきたいのです。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

議員がおっしゃっていましたが、全ての施策について、今複雑多岐、またいろんな形での障がいが出ます。それらについて横串を入れるというのは、本当に私にとっても大きな課題でございます。

話がちょっとずれますが、私は前の議会のときに野口議員が言った「報・連・相シート」は早速つくっております。活用が今いちですが、つくっております。

この横串の問題は、必要だということは非常にわかっているのですが、いかにして、どうやっていくかというのは、先進地である小野市とか、それらの例を踏まえながら若干検討させていただきたいと思います。

○17番（野口哲男君） 今、副市長からいみじくも小野市という話が出ましたけれども、やっぱり先進地というのは、先進地でこういう問題を予防して、できるだけ住みよいまちをつくろうという、首長の大きな意識が働いているわけで、浜田市長にとっても最後の仕上げとしてこの問題についてぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしますが、答弁はいかがですか。

○市長（浜田 博君） 御指摘のとおりでありまして、私の信念で貫いてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○18番（堀本博行君） それでは、マイナンバーから順次質問を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まずマイナンバー制度、具体的にこれから年が明けて来年10月から具体的にそれぞれ、ここの議場にいる一人一人も、全員にマイナンバー12桁、それから4情報、これが具体的に番号が発送されるようになって、平成28年1月から実施されるというふうなところまでまいりました。

具体的にきょうは、細かい、細々としたことはやりませんが、マイナンバーとはどんなことか、私も勉強も含めてちょっとやりとりをさせていただきたいというふうに思っております。

実はこの件については、うちの党のほうで、東京の品川でこの勉強会がありまして、私も参加をさせていただきました。午後1時から5時までみっちり、永田町に行ってしっかり勉強してまいりました。

その中で話を一個一個聞いたのですが、なかなか難しくわかりません、わかりにくい。具体的にマイナンバー制度そのものがどういうふうな役割を果たすのかということ、一緒に資料もいただいて勉強してまいりましたけれども、まずマイナンバー制度の対応についてということですが、この制度導入について市民がまだまだ全然、私もわからない一人ですが、簡単にこの概要を説明していただけますか。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをさせていただきます。

概要でございます。社会保障番号制は、昨年5月に関連4法案が可決・成立しております。国民一人一人の年金などの社会保険給付や納税などを1つの個人番号でひもづけ連携するというものでございます。これは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤でありまして、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するインフラと社会基盤ということでもあります。

○18番（堀本博行君） この利便性というのがなかなかわかりにくいのですね、これね。国民にとって利便性がというふうにおっしゃいますけれども、話を聞けば聞くほど行政の方々の利便性なのです、これは、あくまでも。そういうふうな形にしか聞こえてこないのですが、この制度の目的と効果を教えてください。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをさせていただきます。

まず目的でございます。より公平・公正な社会を実現する、それから社会保険がきめ細やか、かつ的確に行われる社会、そして行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会、このような社会を実現することが目的とされております。

また効果ですが、主なものとしたしまして、より正確な所得把握が可能となりまして、社会保障や税の給付と負担の公平性が図られる、それから社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる、行政機関からのプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となるというようなことが考えられております。

○18番（堀本博行君） 今後のスケジュール、それと、この制度の行政側と住民側からのメリット、これを教えてください。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

今後の計画ですが、まず来年の10月に個人番号の付番、それから番号の通知を開始いたします。その後は、平成28年1月に個人番号カードの交付を開始いたしまして、順次個人番号の利用開始となっていく予定であります。平成29年1月には、国の機関間の連携から開始されまして、7月をめどに地方公共団体との連携についても開始されるとなっております。

別府市におきましても、基本的にはこの国の示されたスケジュールにのっとり進めていくということでありまして。

それから、現在言われているメリットですが、住民と行政の両者にとって過重な負担がなくなるというふうに言われております。行政機関の持っている情報が同一人であるということの確認を行うことができることが可能になりまして、現在さまざまなケースで求められております所得証明などの添付書類が不要になるといった住民の利便性の向上というメリットが言われております。

また、マイナンバーでは国民一人一人の固有の番号を割り当てまして、希望者にはICカードを配布することといたします。社会保険に関する情報照会や確定申告など、さまざまな手続きが個人向けのインターネットサービスを通じてできるようになる見込みであります。

さらには、マイナンバーでは税分野や社会保障、災害対策といった多岐にわたる情報が、共通の番号でひもづけ、連携されるために行政事務の効率化のほか、税や社会保障に関する不正の防止ということも期待されております。

○18番（堀本博行君） わかりましたというか、半分わからないのですけれどもね、このマイナンバー制度そのものをこれからしっかりとやっぱり市民の皆さん方に広報していく、必要性を広報していくというのは大事だと思うのです。

そしてもう1つは、いわゆるICチップの中の空き領域というやつがあります。私が非常に心配しているというか、この空き領域をどういうふうに活用していくのかということが、市町村の我々、我々というか、皆さん方の大きな仕事になるかと思っております。この空き領域を、だから私もうちの県議会議員とかにもよく言うのですが、各市町村でこの空き領域の活用の仕方がばらばらというふうなことであってはなかなか、例えば小さな市町村と大分市、県で言えば大分市で、この空き領域の健康カードとか、さまざまな使用方法があるわけでありまして、これをどういうふうに使っていくのかということを県が、特に県が市町村、14市2町1村に満遍なく活用できるような形で徹底をするというふうなことも大事になってくるかと思っております。

これについては、これからまた順次皆さん方も議員各位もこの問題について質問をするようになると思っておりますので、私もさらに勉強をさせていただいてほしいと思っております。特に

カード、この番号が12桁でいくということについては、それこそきのう生まれた赤ちゃんから高齢者まで全部番号がつくわけですね。例えば高齢者の方々が、番号が来て、ではこれをどうするのかというふうなことになったときに、今ある住基カードそのものもなかなか徹底ができていない状況の中で、この番号制が、例えば住基カードが、番号があって、ICカード、写真入りのカードもできますよみたいなことを言われても、なかなかこれは、1つ考えただけでもなかなか前へ進まぬな、別府市の現状を考えたときに、しっかりと広報して活用していくことは、これは至難のわざだというふうに思っておりましたので、とりあえずこの質問だけをやらせていただきましたけれども、また順次させていただきたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

次に、生活困窮者自立支援センターの設置についてでございます。

これは、近年非常に生活困窮者、それからさまざまな形で私も月に何回かハローワークに行きますが、仕事を求めて非常に厳しい状況の中で、最近では仕事がなかなか見つからない、生活が厳しい。こういった方々に、役所に来るととりあえず生活保護という、こういうふうなやり方で年々この生活保護が増加をしているというふうなことであります。この生活が厳しい方、即生活保護ではなくて、その中間にあるこういうセンターみたいな、セーフティーネットの一環なのでありましようけれども、こういったふうな形のものが今年度、それからまた来年度から実質的にスタートしようとしているわけでありますが、これそのものの事業を簡単にまず説明していただけますか。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

これまでは安定的な雇用を土台とした第1のセーフティーネットが機能し、また最終的には第3のセーフティーネットであります生活保護制度が、国民に包括的な安心を提供してきました。ところが、近年、雇用状況の変化の中、これらの仕組みだけでは国民生活を支えられない状況となりまして、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う第2のセーフティーネットが必要になったことから、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年4月から全国の福祉事務所設置自治体で事業を実施することとなりました。

具体的な内容として、就労、その他自立に関する相談支援を訪問活動、アウトリーチを含めて実施しまして、生活的、社会的、経済的自立に向けた相談者の状況に応じたプラン作成とその実施を行う自立相談支援事業や、離職により住宅を失った、または失うおそれのある方に対しまして、家賃相当分の給付金を支給する住宅確保給付事業の必須事業や就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業などの任意事業があります。事業の推進については、市役所内の福祉、保健医療、住宅、商工、教育、税などの関連する部局で構成する庁内体制や、ハローワーク、若者サポートステーションなどの庁外関係機関と連携しまして、包括的、長期的、継続的な支援を展開していきます。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。実は福岡市が、この事業を役所の隣のビルの一角にこういう形のセンターを開設しておりまして、私も調査というか、行ってきました。ここは、福岡市は人材センターといいますか、委託事業としてやっておりまして、センターにセンター長が女性の方で1人いらっしやって、11名のスタッフでこの事業を進めておりました。いろいろ話を聞かせていただいて、非常に事細かに対応しておりました。例えば、福岡市でありますから、相当人口も多いわけでありまして、さまざまな対応をこの11名のスタッフでやっておりまして、それで、電話があつて面談室もずっと部屋がありまして、一人一人面談しながら、そのままハローワークに連れて行ったりとか、最終的にはこの方については生活保護しかないなというような人については、自分が担当したら一緒に面談に、生活保護課というところに連れて行って、そういうふうなことで事細かに対応しておりました。

委託事業だったので、委託先の人たちは職員ではないので非常に丁寧に、職員ではないので丁寧にしておるといふ言い方は語弊がありますが、しっかりと対応しておりました。中には二、三日何も食べていないという人が、中にはいるというのです。そういう人には何とかという食べ物セットみたいなのがあって、それをとりあえず持って行って、そこで話を聞いて、ひどい人についてはそのまま入院させるとか、こういうさまざまな対応をしておりまして、本当に御苦労さまでございますという、頭の下がる思いでございましたけれども、実質的には来年の4月から各市町村でもやれるような形になるかというふうに予定がされていると思いますが、別府市の状況を聞かせてください。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

別府市におきましては、平成27年度の事業開始に向けて運営主体、事業内容、予算などについて関係部署と協議中ではありますが、国からの関係通知の提示がおくれている状況の中、限られた情報をもとに実施に向け早急に準備を進めているところでございます。

○18番（堀本博行君） 万々怠りなく進めていただきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

次に行きます。次に、市長・市議会の政策力アップということで出させていただきました。

これは何のこっちゃというふうな方もいらっしゃると思いますが、これは実は、私は議会の中で議会改革のほうでさまざまな形でやらせていただいておりますけれども、今いわゆる市長、それから議会ということで、議会としての政策力のアップというふうなことで、局長ともちょっと話をさせていただいたのでありますが、市長も市民から選ばれ、我々25人の議員も市民から直接選挙でいわゆる二元代表制で選ばれるわけですが、市長のところの、皆さん方執行部がずらっと並んでさまざまな対応をしますが、我々議会としてはなかなか、例えば今回協働のまちづくり推進条例、野上議員を中心にやらせていただいておりますが、いろんな形で地方議員の存在というのは、非常にクローズアップされてまいりました。今までのように例えば執行部から提案されたものを承認するというだけではなくて、議会が、今回ありましたようにさまざまな提案をして、条例づくりにしてもさまざまなことを議会みずからがやっていく。1つの例が、今回の議会改革、河野委員長を中心にした議会改革であります。いわゆる議会が何をしているのかわからないというのは、これまでよく言われていました、選挙のたびごとに。選挙のときはよく顔は見られるけれども、終わったらとんと来ぬなという、こういう形のものがありまして、それで議会としてやっぱり何をしているのかという、いわゆる議会の見える化といいますか、こういったふうなものについても、これからやっぱりしっかりと体制を組んでいかなければならないというふうに思っております。

その中で、議会事務局の中で、例えば議会のいろんな提案とかいったふうなものをするときに、議会のセクションとしてどこがあるのかというと、議会の場合は調査係という係があります。ところが、この調査係は今3人体制で、3人とも一生懸命やっておりますが、これ以上のさまざまな球を投げても、なかなか受けとめることができないというふうなこともありまして、そういった意味で執行部のそういう政策のセクションがどういうところがあるのか。例えば通常の条例とか、いわゆる国から、県から来たものを紹介していくというふうなこともありましようし、もう1点、市長の場合は来期出ないというようなことでございますけれども、市長としての、首長として市民に選ばれたときに公約、約束というふうなものもあるでしょう。そういったものについての実現に向けて、どういうふうな手立てでやっていくのか。また、我々もそれなりに、25名の議員として選挙に出るときにそれなりに市民に約束したものであるというのは当然あるわけがあります。そういったものについて、やっぱりそれを1つ1つやっていくのは、この議会で一生懸命勉強して、やりとりをして、その中で自分で調査をしてという、こういうことで一生懸命やっ

ておりますが、そういう中で例えば私は、議会事務局のいわゆるセクションの人を少しふやしていただいてがちりとした、いわゆる議会の図書館とか人的な補充とか、そういったふうなものについてもぜひ拡充といいますか、そういったことをやっていただければいいなというふうに思っております。

そういった中で、若干話に取りとめがなくなってきたのですが、1つは新しい課題とか、それは市長部局に要求しているわけでありますが、既存以外の部署で当てはまらないようなさまざまな問題、こういった問題の処理といいますか、例えば市長自身の公約とかいうふうなものでも結構でございます。そういったもののいわゆる取り組み、対応というのはどのようにしているか、まずお聞かせください。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

ただいまの御質問については、担当部署がどこにも当てはまらないような事項についての対応でございます。昨今、複数の課をまたぐような課題、また行政として直接関与できないような問題等、いろんな問題がございます。その中でどの部署にも当てはまらない課題につきましては、まず副市長以下部長で協議をします。その中でどの部署が適任かということに当てはめまして、その部を決めまして、担当課を決めて、そこから指示を出すような形で問題解決に当たっているというような状況でございます。

○18番（堀本博行君） 県のほうにも若干、知事部局の中にそういうのがあるというふうに聞いておりますが、県下でそういうところがあるかどうか、御存じですか。

○企画部長（釜堀秀樹君） 県内の状況でございますが、大分市は、市長室のほうに政策審議官という者を複数名置いて、いろんな政策的な課題等に当たらせているということでございます。

○18番（堀本博行君） わかりました。今すぐというふうなことではないのですが、ぜひ議会としてもさまざまな議会提案というようなものもこれからあろうかと思いますし、そういうセクションも考えなければならないのではないかというふうに思っておりますので、ぜひまたお考えをいただきたいというふうにお問い合わせをいただけて、次に移りたいと思います。

それでは、小中学校の観光教育ということでございますが、これも前々から私も提案といたしますか、お話もしてきたわけでありますが、例えば別府市内のある観光に携わる方々と話をする中で、この方は長崎出身の方なのですが、この方が子どものころ、小学校のころ、特に長崎なら長崎くんちとか、こういったふうなものの歴史、成り立ち、こういったものを、その当時は小学校に副読本があって、観光のそういう副読本で勉強していた。それで、例えば就職して、高校を出て、大学を出て県外に行って、「どこの出身」「長崎ですよ」「ああ、そうですか。長崎はどんなまちですか」といったときに、3分間、5分間しゃべれるように、そういう授業があったのですよという話を聞いて、これはすばらしいことだなというふうに思いました。

例えば今の我々が、例えば今、別府の子が高校を出て、大学を出て県外に行ったときに、「どこの出身」「別府」「別府、いいね。温泉ね」。温泉はこうなのですよ、普通の温泉の効能とかこういったもの。先ほども出ましたけれども、日本一の温泉というふうなことが、温泉の効能とか、そういったものがしゃべれる。例えば別府の祭り、こういったものがしゃべれる。観光立市といたしますか、観光のことがしゃべれるという、こういうふうな教育といたしますか、こういうふうなことが別府の子どもたちが、優秀な子はできている子いるとは思いますが、こういう学習というふうなものについてはどのようになされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

まず、小学校3、4年生の社会科において別府市の自然環境や伝統、文化などについて

学習しております。本課においては、郷土の学習に役立てるよう、「私たちの別府市」という副読本を配布しております。生涯学習課においては、黒田官兵衛ゆかりの石垣原合戦についての授業支援や土器に触れる歴史授業サポート、「湯の花こども文化・科学教室」等を実施し、別府の歴史、伝統を学ぶ支援をしております。また、観光課においては、小学校6年生を対象に「別府っ子観光授業」を実施しており、温泉湧出の仕組みや泉質の実験、観光客などの推移などを用いて授業をしております。昨年度は5回実施し、本年度は2回予定をしております。

さらに、市長みずから小中高等学校を対象に出前授業を実施しており、別府八湯や油屋熊八翁等についてクイズ形式などを交えた授業を行っております。これにつきましては、昨年度3回実施し、今年度は現在5回の実施を予定しております。

- 18番（堀本博行君） ぜひ、そういうふうな方向性で取り組みをしていただきたいと思います。どうしても、以前も申し上げましたが、別府の温泉というのは、県外・市外から見ると温泉なのですが、我々から別府の場合、私なんかもそうなのですが、別府の人間からすると温泉ではなくて、やっぱり風呂なのですね。体を洗う風呂という。温泉の恵みというのを本当に実感できていないというか、実は私、血圧が若干高めなのです。温泉の効能というのは、やっぱり血圧を抑えるとよく言いますが、本当に温泉で抑えられるという、こういうことも医者から聞いて驚いたわけでありまして、まだまだ薬も飲んでおりませんが、できるだけ運動と温泉で血圧を下げたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次にまいります。

それから、次に犬のかみつき事故、これが中津でありました。私も別府公園をよく歩きますが、犬をよく連れておりますが、この特に中型犬、大型犬が子どもを襲うというのは、もうこれは悲惨な事故です。これについてはしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。この手の事件というのは、本当に弱い子ども、今回もそうですけれども、低学年の子どもたちが犬に襲われる。管理している人は何やっているのだという怒りがわいてきますけれども、そういうふうな、特に大分合同新聞にも数が出ていました、大半がいわゆる飼い犬であるという。最近は野良犬というのはほとんどおりませんが、飼い犬をしっかりとやっぱり、特に大型犬とか中型犬については、飼い主には何もしませんが、我々知らぬ人にはかみつてきますから、犬というのは。そういう意味ではぜひしてもらいたいと思いますが、別府市の対応、これをまずお聞かせください。

- 次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

11月19日の早朝に起こりました事故でございますが、中津市の事故でございますが、その咬傷事故を受けまして、飼い主による咬傷事故の発生防止のため、先週、市内全域を広報車で、飼い主に対しまして放し飼いの防止を主に、適正飼養の注意喚起を行うとともに、犬の登録及び狂犬病の予防注射の実施、それから犬の鑑札等の装着についての啓発を行ったところでございます。また、1月の市報には、「犬の飼い主の皆様へ」ということで、飼い主一人一人が散歩の際にはいわゆるリードをつける等のルールを守った上で周囲への配慮を怠ることなく咬傷事故をなくしましょうという趣旨の掲載を予定してございます。

- 18番（堀本博行君） それと、別府市の大型犬、中型犬、小型犬はあれですけども、この登録件数と、それから今、県の各保健所、市町村との連携、こういったものについての県と別府市の連携、こういったものについてお聞かせください。

- 次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

平成26年11月21日現在でございますが、市に登録されている犬の登録数は、全体で6,230匹でございます。その内訳といたしましては、大型犬が429匹、中型犬が1,940匹、それから小型犬が3,338匹。それから雑種の場合、ちょっと大型、中型、小型という型が

判明しないという犬がいて、それが 523 匹となっております。

それから、大分県と別府市それから保健所との連携ということでございますが、大分県の条例、動物の愛護及び管理に関する条例の中で、犬の飼養者の遵守事項、それから犬の係留義務が規定されております。不適正な飼育をしていた場合は、保健所が飼い主を指導し、措置命令を出しても従わなければ罰金が科せられるということになってございます。

今後とも、県、保健所と連携を図りながら犬の咬傷事故発生防止に努めてまいりたいと考えております。

- 18 番（堀本博行君） ぜひ、事故防止に向けてしっかりと取り組みをお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、市民福祉葬制度は、今回ちょっとパスをさせていただきます。

それから、プレミアム商品券についてお願ひをしたいと思います。

このプレミアム商品券については、過ぐる議会でも提案させていただきました。国、県でもこういった方向性で今取り組みがなされております。前回は課長が非常にすばらしい答弁、いい答弁をしていただきましたが、その後の状況を教えていただきたいと思ひます。

- 商工課長（挾間 章君） お答ひいたします。

昨年からことしにかけまして、わくわく建設券事業を実施いたしまして、消費の動機づけとして一定の寄与はできたものと考えております。また、先般、国から発表されました消費者動向では、消費税の影響を払拭できる状況ではないと結果報告されております。こういったことから、経済対策といたしまして、今後、一般消費の喚起を図る施策が広く実施される必要があると思ひております。

国においても、年末あるいは年始にかけまして、その対策を後押しする交付金制度を検討しているようでございます。その制度も最大限に活用できればと思ひております。タイミングや財政措置にも配慮しながら、消費低迷対策も含めて消費拡大につなげた経済対策事業として、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと思ひております。

- 18 番（堀本博行君） 検討したいという、1つその前に、あなたは「前向き」という言葉が抜けておるよ。（笑声）いや、私なんかは、この「前向き」という言葉で、この答弁書はオーケーと思ひているのだから。普通に「検討します」ではだめ。もう 1 回。

- 商工課長（挾間 章君） 大変申しわけないと思ひています。

国の動向を今見ておりますので、ですから、それを見まして検討を前向きにと考えております。

- 18 番（堀本博行君） 頼みますよ。この「前向き」という言葉は大事なのよ。通常、あなた、余り「前向き」という言葉は、この答弁書の中に入っていないのだから。頼みますよ。いつ、金額の、いわゆる財政規模もあるでしょうし、金額的規模もあるでしょう、タイミングもあるでしょう。しっかりそういったものを見据えた上でぜひ実施をして、前向きに実施していただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に婚活支援。これも何度となく私も申し上げてまいりましたが、現在、別府市の婚活の状況、しっかりと掌握していると思ひますが、どのようになっていますか。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答ひいたします。

現在の別府市の婚活の状況でございますけれども、「別府路地裏バルコン」のほか、「べっぷコン」、「街コン・ワールドカフェ」、「味くらベコン」、「カップルコン」など趣向を凝らしたイベントが行われておりますが、いずれもまちづくり団体や青年会議所など、主催は民間が主導という状況でございます。

- 18 番（堀本博行君） そういったものに対して、前回ツーリズム事業の提案を含めて婚活に結びつけたいという市原議員に対する答弁があったのでありますが、このことについてどのようなお考えですか。

○企画部長（釜堀秀樹君） 前回、ツーリズム支援事業を使って活用していきたいという答弁をしました。それで、現在、先ほど担当課長が答弁しましたように、民間団体の婚活イベントがかなり多数ございます。また、市としましては、来年早々に職員厚生会のほうが主催で婚活イベントをやる計画をしております。また、こういう婚活イベントの情報が、今余り知られていないということがございます。やはり情報を一本化して、それを発信するのが行政の役割かなというふうに考えておりますので、今、そのためのどういうやり方が情報発信に適しているのか検討しているところでございます。

○18番（堀本博行君） 幾つかの婚活の場にも私は行かせていただきました。職員の方も何人かいらっしやっていました。議会にも待っているのがおります。（笑声）ぜひこれはしっかりと取り組みを、行政がやっているというだけで安心感が出ますから、これは、しっかりね。民間だけに任せるのではなくて、行政がバックについているというふうなことで安心感が生まれてきます。ぜひ実施に向けてお願いをして、私の質問を終わります。

○5番（森山義治君） 早速、質問に入らせていただきます。

先日お聞きしたお話ですが、あるタクシー会社の運転手さんから、こんなお話をお聞きしました。観光客から運転手さんに、「別府市は道路が非常に悪い。お願いだから料金は高くなってもよいので、帰りは同じ道は通らないでほしい」と言われたそうです。

そこで、道路河川課にお尋ねします。都市計画道路につきましては、都市計画マスタープランで優先的に整備、もしくは事業化を目標とする区間を定め、それに基づき順次事業を図っていくとしているようですけれども、別府市道で現在、道路の継ぎはぎ箇所は道路占有者の掘り起こしなどで1,000カ所以上はあると思われまます。そのうち道路の全面改修工事をしたにもかかわらず一、二年もしないで掘り起こしている道路が幾つか見受けられます。1つの例として上田の湯の高架沿いの道路などは、全面改修して2年も経過していないと思います。別府市は、他市に比べ温泉管が埋設されていますし、水道管、ガス管、下水道管などが埋設されているのは、市民も理解をしております。

そこで、平成26年10月まで過去3年間で道路幅員にかかわらず道路全面改修後に道路占有者が掘り起こした件数と、占有者別に掘り起こしの多い順から教えてください。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

市道の工事につきましては、掘り返し防止を目的に年2回の道路占有連絡協議会を行い、事前に工事期間や時期など占有者と調整を図っております。国土交通省の通達により、舗装工事完了後おおむね3年間は掘り起こしを抑制する措置を講ずると定めており、別府市でもこの通達を原則としております。しかし、ライフラインの引き込みや埋設管の破損など、やむを得ない場合は交差点から交差点までの復旧など、極力段差が生じないよう各占有者と協議の上、復旧をお願いしています。

過去3年間で掘り返した占有物件といたしましては10カ所で、そのうちガス管の復旧工事が5件、水道関係が4件、温泉管の復旧工事が1件となっております。

また、県道の掘り起こしにつきましては、大分県が許可をし工事を行っている箇所もございます。

○5番（森山義治君） 3年間で10カ所とは、突発や新規の引き込みなどを考えますと、やむを得ないかもしれません。また、年2回の道路占有連絡協議会で水道管、ガス管、温泉管など同時に工事をしていくことで、突発で道路の掘り起こしを減少していくことは、過去に比較しますと大きな成果だとも思っております。しかし、掘り起こし箇所の位置や距離、また昼夜の工事を考えれば困難かとも思いますが、より以上掘り起こしを少なくしていくためには、日ごろの突発時こそ各協議会に参加している占有者の連携が重要だと考えます。例えば突発で道路を掘削し、温泉管の取りかえ工事をしていけば、そのときに水道局の方が現場に出向き、水道管の点検保守の実施、また同時にガス工事業者が現場に

出向き点検保守の実施をすれば、今以上に道路の掘り起こしは減少すると考えられます。また、後ほどお話しいたしますが、スマートフォンから各関係部署に映像を送るシステムなど、そのことを検討していただきたいと思います。

また、流川、霊泉寺、鉄輪東など県道の全面改修後の掘り起こしが幾つもありますので、県土木事務所と連携強化をお願いしまして、次に移ります。

次に、水道局にお尋ねします。

道路全面改修後に3年もしないで掘り起こした道路を見ますと、道路の端のほうが起こされている箇所が多く、水道送水管よりも埋設している部分の給水管の漏水による突発工事ではないかと思われませんが、ここ3年間で全面改修された市道における施工箇所は何件あり、また、その理由は何でしょうか。教えてください。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

ここ3年間で全面改修された市道における水道に関する工事は、先ほど述べられたとおり4件であります。その内訳は、新築工事に伴う給水工事が2件、計画的な送水管の連絡工事が1件、突発的な破裂修繕工事は1件であります。

○5番（森山義治君） 先ほどの道路河川課の答弁の中で、年2回行っている道路占有者連絡協議会に水道局も参加していることと思えますけれども、どのように道路全面改修工事に対応しているのでしょうか。教えてください。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

道路全面改修工事に対する水道局の対応でございますが、全面改修された道路の掘り返しを極力防ぐため、工事予定箇所の情報を得た後、既設配水管の布設年度、また管の状態及び鉛製給水管の有無について調査を行い、共同施工を基本に布設がえを行っています。その結果、全面改修箇所における破裂件数は、先ほど述べましたとおり実績として3年間で1件と、確実に減っております。

○5番（森山義治君） 先ほどの、1件ですね。過去に比較して破裂件数が、過去3年間で突発工事が1件、とてもよいことだと思っております。また、鉛製給水管をポリエチレン管に取りかえる事業を行っているとお聞きをしておりますが、それ以外に温泉管や下水道管、またガス管などの突発工事で道路掘り起こしの際に水道局の方が現場に出向き老朽管の程度、水漏れなどを点検し、その工事区間で埋設されている不良と思われる給水管の取りかえ工事は、同時にできないのでしょうか。御見解をお尋ねします。

○水道局工務課参事（佐藤順也君） お答えいたします。

道路全面改修時において水道配水管の布設がえに合わせて給水管の取りかえは行っていますが、給水管のみの取りかえにつきましては、給水管がお客様の個人管であることから、公道部の突発的な破裂時の部分修理のみで、鉛製給水管の取りかえ事業を除き、水道局による給水管の全体的な取りかえは基本的には行っていないのが現状であります。しかし、今後は道路の全面改修時、または他の埋設物の工事、または修繕における給水管のみの取りかえについても、道路占有連絡協議会などの横のつながりを密にし、管の状態を勘案した中で対応を検討したいと考えます。

○5番（森山義治君） 道路に埋設されている部分の給水管は、基本にお客様所有の個人管であり、突発的な破損以外は取りかえないということで理解しましたけれども、今後、参事答弁のようにほかの道路占有者の突発工事の際にも、給水管のみの取りかえについてお互い連携を密にして、道路占有者連絡協議会で対応をしっかりと検討していただきたいと思います。

次に、温泉課にお尋ねします。

ことしの8月ごろに南立石生目町で、老朽化した温泉管の破損により5メートルほど道路を掘り起こし、温泉管を一部突発工事に取りかえました。工事には3日間程度かかり、

この影響で南立石周辺だけでなく、石垣地区にある区営温泉でも入浴ができなかったと聞いております。さらに、この工事から数日後には、工事箇所から5メートルほど下流に当たる場所でも管の破損があり、また埋設部の水道給水管の漏れも発見し、給水管の取りかえ工事も同時に対応していただきました。ここの温泉管が老朽化していることは、温泉課でも把握していると思いますし、道路の表面に手を当ててみますと、表面温度がほかの場所に比較すると高い状況で、破損しているように思われます。破損した場合、特に温泉管を流れる温泉の成分は、水道管などほかの管の素材を傷めてしまい、老朽化を早めるのではないかと心配をしております。また水道管だけでなく、隣接する家屋の地盤や、何よりも道路面などに悪影響を及ぼすと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。このような場所は、予算を前倒ししてでも取りかえ工事をすべきと考えますが、いかがでしょうか御見解をお尋ねします。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

温泉給水管の改修につきましては、温泉総合整備計画により順次布設がえを行っております。平成29年度に整備の区切りがつく予定でございます。

また、議員御指摘の給水管の破損箇所でございます。この箇所につきましては、早急な対応を行ってまいります。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。この部分の取りかえ工事をやっていけるということで理解しますが、この地区周辺の温泉管は、布設して何年ほど経過しているのでしょうか。また、耐用年数はどのくらいにお考えでしょうか。今後、温泉管の改修を行うときには部分ごとに行うのではなく、一度にまとめたほうが、各区営温泉の利用者に迷惑がかからないと考えますし、工事費用が軽減できると思われれます。大規模な工事になりますけれども、水道配水管や道路の補修時と同時に行えば、道路も継ぎはぎにならず効率的であると思いますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。できるだけわかりやすく御答弁をお願いします。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

今回の工事を行った南立石地区周辺の温泉給湯管は、昭和60年に布設がえをしたものでございます。昭和60年以前の温泉管はヒューム管、鉄管を主に使用しておりましたが、温泉成分、温度などで老朽化、管内へのスケールが付着するなど、温泉管としての機能に支障を来し、新しい温泉管に変更をしたもので29年が経過しております。今回の温泉管の破損につきましては、何らかの要因で老朽化が早まったのではないかと考えております。要因としては、はっきりとは断定できませんが、水路等の漏水が温泉管に影響したのではないかと考えております。温泉管の耐用年数は、現在使用している素材のものにおいて標準的な耐用年数は示されておられません。管のメーカーに確認したところ、30年経過しても使用に問題がないと聞いております。今後、各系統の管の調査を行い、改修計画をしていくこととなります。

先ほど道路河川課長から答弁がありましたように、給湯管等の布設がえなどの工事で道路内に埋設を行うものにつきましては、年2回道路占用者会議において工事計画等を報告しております。報告された工事計画を取りまとめ、効率的に実施できるよう、各占用者と十分な調整を行ってまいりたいと考えております。また、今後突発工事が発生した場合は、他の占用者であります下水道課、水道局、大分ガス、NTTと十分に連絡をとりながら適切な工事ができるよう、連携強化に努めてまいりたいと思っております。

○5番（森山義治君） 先ほど道路河川課と水道局にお話をしましたように、水道局やガス会社など、道路占用者が突発工事で道路を掘り起こした際に温泉課の職員が現場に行き、温泉管の点検保守も同時にできますように再度お願いしまして、次の質問に移ります。

次に、市街地の北浜通りと新宮通りのカラー舗装改修計画について、道路河川課にお尋

ねします。

この道路は別府の繁華街であるため、いろいろな地下埋設管が入っていると思いますが、この道路の層は部分的な補修ばかりで、凹凸や地面のはがれなどがあり、特に夜は薄暗く、歩行者がつかずくのではと思われる場所もあります。水道や下水道などの占有者とも協議が必要になると思いますが、早目の改修はできないのでしょうか。御見解をお尋ねします。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

北浜通り、新宮通りにつきましては、平成7年から8年にかけて舗装改修工事を行っています。しかし、約20年が経過し、舗装の老朽化が著しく、部分的な補修を順次行ってきましたが、御指摘のとおり継ぎはぎだらけで段差も見受けられます。特に歩道部分につきましては、石張り舗装となっていますが、たびたび段差が生じており、その都度補修を行っているのも事実です。この地域は中心市街地で別府を代表する繁華街でもあり、市の重要な路線であると認識しております。

今後、道路占有者とも協議を行うことはもちろんですが、道路整備については早目の改修が必要であると考えております。

○5番（森山義治君） あの道路が継ぎはぎだらけ、またでこぼこというのは認識しているようでございます。「考えていく」ではなくて、「していける」、「いく」というような回答が欲しいのですけれども、地元の方はもちろん、観光客の転倒事故防止のためにもぜひ予算確保をしていただき、早期に改修していただきますようお願いいたします。今後の課題についてお尋ねをいたします。

今後、別府市道の安全維持管理をしていく上でどのような課題があり、どのように解決していくお考えか、御見解をお尋ねします。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

道路の安全管理を行う上で舗装のはがれや陥没、側溝などのふたの破損などは事故につながる危険性が大きく、早急な発見と計画的な補修が一番の課題と考えています。現状は道路パトロールや自治会、住民からの通報を受け、現地調査を行い、補修工事を行っています。道路瑕疵事故の要因といたしましては、道路パトロールで発見が出来る場合や市民からの情報提供等もなく、ふぐあい箇所も全て把握できないため事故につながっております。

今後、迅速に不良箇所を発見し補修する必要がありますが、市民からより多くの情報を得られるように、通報システムなど確立することも大切だと考えております。

○5番（森山義治君） 課長答弁のように、事故防止のためにも、今後市民から協力が得られるような通報システムの確立も重要な課題であると思っております。

そこで、次に道路、側溝など緊急通報についてお尋ねします。

過去5年間で路面や歩道等の凹凸、側溝の不備などで人身事故や車両に対し別府市が補償した道路の瑕疵事故の件数と、示談金として市が支払った金額について教えてください。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

道路瑕疵に伴う事故件数といたしまして、平成21年度から26年度までに33件を議会報告させていただいております。内訳といたしましては、舗装のはがれ等によるものが12件、続いて側溝のふたのふぐあいによるものが10件、その他の原因によるものが11件で、タイヤのホイールが傷ついたり、転倒などの人身事故も発生しております。

また、道路瑕疵による示談金額といたしましては、5年間で715万7,233円となっております。

○5番（森山義治君） 道路瑕疵による示談金が、5年間で715万円ほど支払ったようですが、少しでも減少させていくことが重要であると考えます。別府市は、狭い道路が多いことやパトロールで行き届かない路面の凹凸や側溝のふぐあい、詰まりなど、また人身や車両の

事故をなくすためにも早期発見・早期補修が大切だとも考えます。そのためにも、日ごろ道路の状況をよく知っている一般市民や郵便局員、公共事業者などと連携し、スマートフォンなどから道路河川課に危険箇所の映像を送るシステムがあれば、事故の減少につながると思われま

す。2年ほど前に、1度個別でお話ししたことがあります。そのときは職員の対応が大変だということで理解しました。しかし、映像が送られてくれば、管理者である程度の緊急性も判断できると思いますが、御見解をお尋ねします。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

最近の情報端末の進歩に伴い、市民の皆様からの情報をいち早く入手できる方法として、他市では実際にスマートフォンのアプリケーションを取り入れている自治体もあります。既に内部協議を行っている最中ですが、郵便局の方々や公共交通事業者の方からの情報を直接取り込めるシステムは、今後課題などの整理を行いやっていきたいと考えております。

○5番（森山義治君） やっていききたいということですので、よろしくお願いいたします。

今後も安全・安心に通行できる道路を維持管理していくことは、費用もかかりますけれども、道路を掘り起こして作業をする水道局、下水道課、温泉課、九州電力、NTTなどの突発工事の際にもそれぞれの部署が立ち会い、点検保守できますよう、また先ほど申しましたようにスマートフォンでの映像を送る、そういうシステムで、さらに道路占有者連絡会議でそのことを積極的に議論していただきますようお願いいたします。

次に、空き家対策について質問いたします。

空き家対策について、これまで各議員さんが質問をしてきましたし、各自治体でも空き家の増大に関するさまざまなことが議論されています。空き家の箇所は、危険、防災、防犯、環境の観点から、地域の環境安定を損なっているようです。

御存じのように、このような空き家に対する強制的施策として、危険家屋の所有者に助言、勧告、除却命令を行い、無視すれば行政代執行もあるようですが、条例を制定し、有効活用の1つとして物件内容を登録し、自治体が情報を流通させる空き家バンクや、解体すれば住宅用地にみなされる税制負担増の課題などありますが、家屋解体費の助成制度などしている自治体もあるようです。

ことし発表されました国の住宅土地統計調査によりますと、空き家が全国で820万棟以上あり、特に管理不十分な空き家は、人口減少や高齢化社会などで年々増加を続け、防災や治安確保の徹底を図ることから、空家等対策の推進に関する特別措置法が11月19日に成立をされました。

そこで、空き家には地域差がありますが、今後の課題として、このような空き家の増大を抑制するとともに活用していく施策が重要であると考えます。そのためにも実態を把握するため、別府市は平成25年度空き家対策実態調査を委託業務で実施いたしました。この調査では、建物区分を4ランクに分けておりますが、その結果を精査いたしまして、大分県へ報告対象となったものが971件とお聞きをしております。まず、この実態調査の区分内容について教えてください。

○次長兼建築指導課長（竹長敏夫君） お答えさせていただきます。

平成25年度に実態調査を行いました。空き家のほうをAからDという4ランクで区分して調書を作成いたしました。Aランクは、建物に目立った不朽破損はないが空き家の状態となっており、今後の利活用が見込まれるものをAとしております。それからBランクは、外壁や屋根、それから窓等に不朽破損が認められるが、一部修繕すれば利活用可能なもの、これをBとしております。それからCは、建物の傾き、外壁、屋根等の不朽破損が著しく、倒壊のおそれがあると認められるもの、これをCとしております。またDにつきましては、先ほどの倒壊のおそれがあるものCに加えまして、隣地等の建物とかに影響の

あるもの、それから道路通行の障がいになるおそれのあるもの、これを加えてDとさせていただきます。

それから調査の結果ですけれども、市内の空き家のうち利活用可能なAとBを集計いたしますと788件という数値で上がっております。

- 5番（森山義治君） 実態調査の中で、空き家が持ち家なのか、あるいは賃貸住宅なのかというような、その他の3つの区分でも今後を考えますと、調査はしていないようですが、このような資料も必要ではなかろうかと思っております。

次に、平成25年実態調査後からことしの10月までに自治会や市民などから寄せられた苦情件数とその解決数など、どのように対処したのか教えてください。

- 次長兼建築指導課長（竹長敏夫君） 先ほど議員の御質問の中で、いわゆる持ち家と、それから賃貸関係、その他という区分、これは建物の性質上の区分というふうに理解しているのですけれども、今回の空き家調査は目視調査が中心でありますので、この性質のほうには区分されておられませんけれども、今回、データベース等が作成できましたので、今後の調査の加え方としてその性質別の調査をすれば、より利活用については目的に近づくと考えております。

また、平成25年度の調査以降、ことし平成26年度は16件苦情等が寄せられて処理をさせていただきました。その中で3件が解決しております、これもやはり所有者等の理解の上、こちらのほうと協議をしながら対応させていただいておりますけれども、1件はもちろん不良箇所の補修をしていただいて、今後定期的に管理をしていくというふうに所有者のほうから約束をいただいているものが1件あります。それから、写真等をつけて通知をしておりますので、その写真を見ながら不良箇所のほうを自覚していただいて補修をしていただいたのが2件ということで、16件中3件が解決しております。

- 5番（森山義治君） 苦情件数16件中3件が解決、13件が未解決のようですが、空き家対策に関する法律が制定され、公布後3カ月以内に施行のようですので、今後の取り組みに期待をいたしております。

次に、先ほどの空き家実態調査の御説明の中で、今後の利活用が見込める空き家が718棟あるようですが、別府市として何かに活用していくことも重要ではないかと考えます。例えば高齢化社会が進展する今日、高齢者同士が日常生活を語り合ったり、さまざまな趣味を持った人たちが集い活用できたりする居場所の提供など生きがいを感じる場所として、また校区、また各地区に高齢者同士が集うサロンや住民主体で運営するデイサービス、あるいは学習塾など考えられます。最近では子どもへの虐待などで傷ついた子どもたちが安心できる居場所づくりとして、大分市に特定非営利活動法人おおい子ども支援ネットが設立されました。これは司法、福祉、教育、医療、行政、地域社会の各機関が連携をし、子どもの最善の利益を基盤にした包括的な子ども支援を目指しております。そのような特定非営利活動法人などに居場所を提供することなどが考えられます。

縦割り行政ではなく、建築指導課が空き家の所有者とのパイプ役となり、今後、高齢者福祉課や教育委員会などと連携をしながら対策を積極的に推進していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

- 建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

ただいま議員さんの御提案や事例の詳細がありましたように、空き家対策については有効利用、それをしっかりとした組織づくりが必要であるという考えは、私ども同様でございます。

また、ことし5月に所管委員会の先進地視察ということで同行させていただきました。その中で今後の空き家の課題と方向性といたしまして、空き家をふやさない取り組み、空き家の有効活用に向けた取り組み、国への働きかけが必要である等の説明を受けました。

また、全庁体制の取り組みとして消防、防災、財政、環境、建設の各担当者が情報提供し、連携をし、業務を遂行している点など、非常に勉強になりました。

今後はこれらを踏まえまして、別府市の空き家対策につきまして、建設部を中心として関係部署で庁内連携体制を構築して進めていく必要があると考えております。

○5番（森山義治君） 部長答弁のように、国の動向を注視しながら交付金の活用、独自の予算を組み、しっかり検討していただきますことをお願いしまして、次に、空家等対策の推進に関する特別措置法について御説明をお願いします。

○次長兼建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

議員御案内のように、先月の11月19日に法案の可決がされました。この法案の一番の特徴といいますのは、やっぱり空き家ということが法律上定義されたということが、1つのポイントだろうと考えております。特にこの空き家の中でも、いわゆる老朽家屋と言われているものにつきましては、特定空き家というふうに定義がされております。省令とか政令とか、この法律の後たくさん出てくるとは思いますけれども、その細かいところは、多分そちらのほうで説明されると思いますけれども、法律の中でもさまざまな指導権、行政指導の権限を市町村長に付与されております。これが一番の特徴だと考えております。

また、空き家対策について、対策計画というのを市町村が策定しなければなりません。これは努力義務ですけれども、これから策定をするようなことになるとは思います。

それから、学識経験者や市民の代表、議会関係者から成る協議会の設置ということも、法律の中で求められております。

法律の施行については、公布後3カ月となっておりますけれども、一部の周知の期間が必要な立ち入り調査、それから行政命令権、強制執行、それから過料については、公布後6カ月の施行となっております。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。法律が成立しても、今後、この資格や免許を持った職員など、また先ほど申しました空き家の活用方法などさまざまな課題も出てくるのが予想されますし、このような事業の推進には、予算や人の配慮など体制づくりが重要であると考えます。そのような課題に対応できる相談窓口として、まずは専任者が必要になってくるのが考えられます。観光建設水道委員会で視察に行った自治体の中にも、担当課に1名の専任者がいましたし、空き家対策に苦慮しているようでした。

年々職員数は減少する中で対処していくことは大変であると考えますので、増員も必要かと考えますが、今後どのように別府市としてお考えか。全体を見た中での御見解をお尋ねします。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

議員も冒頭におっしゃったように、今、別府市は人と金が非常に切迫しております。事業の部分については、新しい事業を起こすときは必ず事業を再構築してするというのが、私の1つの方針です。とは言いながら、こうやって各課、部をまたがる大きな施策なり大きな現在の課題というのが来ております。そういう部分についてどう当たるかということで、今、試みとしているのは、一定の部長さんをお願いし、主管課を設け、部を超えた各課をその部長のもとに集めるという手法を今考えておりますが、ただ現実的にはやはりそれをどう動かすかという点が、まだまだ、今試行の段階です。

この空き家対策についても、老朽家屋については、そういうふうな形で今やっております。それにプラスして、いわゆる空き家対策という部分が、また当然次に来るわけですから、今は建設部長さんを中心に建築指導課を事務局にしながら、他の部の課長さんも入れたプロジェクトというのか、チームでやらせておりますが、それらも再構築して、この法律の施行の前までには予算につきましても、事業を見直せと言っていて、私がこういうことを言うと、いつも政策推進課の課長さんから厳しい目で見られるのですが、そこはそれ

でしながら一定程度の構築をしていきたいというふうに考えております。

- 5番（森山義治君） 副市長から答弁をさせていただき、ありがとうございます。怒られていいと思うのですよ、私は。（笑声）そこで意見をまた言って前向きにやっていくということが大事だと思っております。法律の施行日までに構築するとのことで、今後、予算も含めてしっかり対処していただきますことをお願いしまして、次に処遇改善プロセス事業について商工課にお尋ねします。

この事業は、非正規雇用労働者の正社員化や販路拡大などの取り組みを行う企業を支援することにより、在職者に対する賃金引き上げなどの処遇改善を図る事業とのことで、時代に合った、働く者に明るい展望が開ける事業であり、私もよい事業だと思っております。

そこで、この事業は10月で締め切り、審査、決定となっていましたけれども、申し込み件数は何件あったのでしょうか。内容を含め職種別で教えてください。

- 商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

10月23日で締め切りしましたが、申し込み件数は2社ございました。職種につきましては、1社が花・植木小売業で、事業内容といたしましては、7名の従業員がフラワー装飾技能士の資格を取得することで職員の技術向上となり、新規商品の販売拡大にも取り組みをしまして、賃金引き上げの処遇改善として、事業費として341万3,000円でありました。もう1社は、2名の従業員の講習を受講いたしまして、新規事業の拡大による賃金引き上げの処遇改善でありました。

審査の結果ですが、前者の花小売業、植木の小売業が採択されました。

その他、県の実施しています処遇改善事業といたしまして、別府市内の業者6社から企業提案の応募があったとお聞きしております。

- 5番（森山義治君） 申し込み件数は2件だったとのことですが、少なかった理由として、申し込み期間が短かったような気がいたしております。各事業者に対する内容説明不足といいますか、宣伝不足のような気もします。職種にもよりますが、特に地方の事業者や、そこで働く労働者の実質賃金は低下し、いまだ景気の回復の兆しも感じられないような状況のようでございます。そのような状況下でこの事業に対し別府市独自でも今後継続していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

- 商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

この事業は、県と各市町村が実施しております。別府市では、県の補助事業でありますので、申請等の関係上公募を締め切りましたが、予算の範囲内で県のほうが今2次募集をしております。それで、市のホームページにもリンクしまして、情報を今提供しているところでございます。

今後の事業継続につきましては、来年のアベノミクスの関係で国・県の動向を注視しながら、また検討していきたいと考えております。

- 5番（森山義治君） 国・県の動向もあるでしょうけれども、別府市としてこれまでわくわく建設券などの景気対策事業をしてきましたので、できないことはないのではないかなと考えられます。しっかり検討していただきますようお願いしまして、次にエコまちづくりについて環境課に質問いたします。

平成23年3月の東日本大震災以降、原発事故による放射能問題やエネルギー問題など、国民の認識が大きく変わっています。この間のエコまち法や自治体における低炭素まちづくり計画の策定の推進と策定後の事業補助メニューの提示などが行われており、低炭素なまちをつくるための国の支援などが進められております。資料などを見ますと、特に神奈川県藤沢市は、パナソニックと連携し太陽光発電システムと家庭用蓄電池を大規模に装備するなど、環境分野に先進的に取り組んでいるようです。

そこで、誰でもいつでもどこでもできるエコ通勤について、よく耳にいたします。前回

も1度質問させていただきましたが、この取り組みは、通勤手段をマイカーから、より環境負荷の少ない電車やバス、自転車などへ転換する取り組みで、エコ通勤のメリットとして、二酸化炭素排出量を削減できるだけでなく、周辺地域の通勤時間帯の渋滞緩和が期待できることや通勤車の健康増進、あるいは通勤時の事故減少などが上げられます。

このエコ通勤に対して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取り組みを積極的に推進している事業所を認証登録し、その取り組みを市民に広く紹介するエコ通勤優良事業所認証制度で、愛媛県松山市役所が国土交通大臣賞を受賞しました。この制度はどんな制度なのか、またメリットなど内容を教えてください。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

国土交通省が行っておりますこの制度は、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を、優良事業所として認証し登録するという制度でございます。優良な取り組み事例を広く市民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的としております。

先ほど御案内がありました松山市役所が、エコ通勤の実施など公共交通機関の利用促進、自転車への利用転換や、小学生を対象とした体験環境学習の実施、それから特に市職員へ交通系のICカード機能つき職員証の配布などを積極的に取り組んでおまして、平成24年度に国土交通大臣表彰を受賞しております。

メリットといたしましては、認証を受けると、事業所名など認証制度ホームページなどで公表されるとともに、自社のホームページや刊行物にロゴマークを入れて自由に使用できることが上げられております。

（議長交代、議長吉富英三郎君、議長席に着く）

○5番（森山義治君） ありがとうございます。別府市内には路面電車がありませんし、地域的に交通系ICカード機能つきの職員証の配布は、困難かと思えます。エコ通勤の取り組みは、別府市内の各事業所でも可能だと思っております。大分県内の大分市内と別府市内の事業所に自家用車またバイクで通勤する人に対し、エコ通勤割引を実施しているとのことで、県の地球環境対策課にお聞きしましたところ、平成26年1月現在ではございますが、約400名が参加しているそうです。この取り組みに参加している別府市内の事業所は幾つありますでしょうか。また、別府市役所は参加していますでしょうか。お尋ねします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

今、議員がお話いただいたように、大分県ではエコ通勤割引利用推進協議会を設置しており、登録した人は、毎週水曜日にバスを利用した場合、その行き帰りの通勤で割引バス券を提示したときは半額になるという制度でございます。この協議会の委員は、九州運輸局を初め大分市、別府市のバス事業者、それから商工会議所、経済団体、計14名の委員で構成されております。その14名の委員で協議をしているところでございます。

御質問の別府市の参加事業者数でございますが、平成26年9月19日現在の情報では、行政3を含めまして9事業所が参加しております。別府市役所も参加事業者となっているところでございます。

○5番（森山義治君） この制度は、自家用車をバスの利用に切りかえたときに二酸化炭素の排出量が3分の1程度になり、地球温暖化対策には有効と考えますが、この制度は伸び悩んでいます。その原因はどこにあると思われませんか。御見解をお尋ねします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

原因の1つといたしましては、大分市と別府市で行っているのですが、別府市は大分市に比べ企業が少ないということで、エコ通勤がなじまないという委員さんの意見もございます。また、バス路線や通勤時間帯の関係でバス利用がしにくいとの声も上がっておりま

す。さらに、昨今の時勢ですが、通勤途中に学校に通われる子どもさんを送迎するということが多くなっていることが、また1つの原因とも考えております。その中で広報や呼びかけを広げることで参加事業者の拡大を今後も図っていきたいと思っております。

- 5番（森山義治君） 今後もしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、市民誰でも、個人でも申請できるようですので、環境課のほうから別府市民に広報・啓発活動をさらに進めていただきたいと思っております。エコ通勤の登録者が少しでもふえていきますよう期待しまして、次に商工課にお尋ねします。

御存じのように、昨年3月より交通系ICカード、めじろんnimocaを初め各種カードの全国相互利用サービスがスタートしました。お手持ちのカード1枚で全国の鉄道、バスの乗車や電子マネー加盟店で買い物にも利用できます。さらにポイントがつく特典があり、入金して使える環境に優しいカードで便利だと思います。また、全日空の機内でも9種類の交通系ICカードの販売をことしの10月1日より始め、機内販売の支払いにも使えるようです。

そこで、現在別府市内でこのカードが使用できる商業加盟店はどれくらいありますか。具体的に教えてください。

- 商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

めじろんnimoca、SUGOCA、それとSuica等、交通系ICカードは多種ございますが、コンビニについては市内に61店舗ございます。全ての店舗でカードの種類によって利用できるもの、できないものがございますが、ICカードの利用は全部できるようになっております。ほかにもホテルやスーパー、飲食店など24店舗で利用ができるようになっております。

- 5番（森山義治君） 別府市内には飲食店を含めて85店舗と理解をいたしました。今後さらに利用者がふえると商店街の活性化にもつながりますが、この交通系ICカード用の端末機の購入が一番の課題であると考えます。

そこで、現在、商店街の活性化に要する経費として今年度2,101万9,000円の補助金が計上されております。そこで、端末機1台の初期費用は2万円ぐらいで、国の補助金が活用できるとお聞きをしております。商店街活性化補助金の活用方法の見直しは、さらなる助成をしながら端末機を亀川、鉄輪、北浜、浜脇などの各商店街やJRの高架下の各商店に設置すれば活性化につながるのではと考えます。特に消費税8%となり、小銭の出し入れを思えば買い物にも便利です。観光客に対しても回遊性が高まると思っておりますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

- 商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

亀川、鉄輪、浜脇、駅周辺の商店街振興組合とJR高架下の商店街に聞き取り調査を行いました。該当いたします7商店街は、390店舗のうち交通系ICカード利用可能店舗は10店舗ございました。全体の2.6%で、そのほとんどがコンビニストアと大手チェーン店、それからファーストフード店でありました。また、国が3分の2の補助の商店街支援事業制度につきましては、御理解をいただいた上で決済端末機の導入についてお聞きしましたが、販売単価によりまして設置可能な店舗が限られたり、その結果、一部の個店対応の補助になるため、商店街組合による自己の負担が厳しいということでした。また、JR高架下市場については、販売単価が低いので、カード決済による手数料がかかりまして、ICカードの利用は難しいと考えております。

商工会議所でICカード導入の説明会を開き、ICカード利用を促進している他市もございますので、その状況等を調査いたしまして、利用状況、利用の促進に努めてまいりたいと思っております。

- 5番（森山義治君） 今後、さまざまな課題があると考えられますけれども、低炭素まち

づくりの1つの方策として交通と商業が連携したまちづくりも重要だと考えます。また、例えば職員の出張などにこの交通系ICカードを各部署に何枚か購入しておき、端末機を1台どこかの部署に設置していれば、出張前と出張後の精算もできます。ポイントがたまっていきますので、5年、10年先を見れば、かなりの節約にもつながると考えますので、しっかり検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

次に、時間の都合で文化国際課に2点のみお尋ねいたします。

最後に、海外友好都市について文化国際課にお尋ねしたいのですが、別府市は、外国に4つの姉妹都市、そして唯一中国の烟台市と友好都市を結んでおります。ことしの11月の10、11日の両日に北京で開催されましたアジア太平洋経済協力会議で、2年半ぶりに安倍晋三首相と中国の習近平国家主席が、関係改善に向けて対談をしました。その中で習近平主席も今後徐々に関係改善の努力をしたいとも語っております。政治面での交流が停滞していた状況もありますが、これまでの烟台市との交流状況を教えてください。

○文化国際課長（田北浩司君） お答えいたします。

烟台市とは、昭和60年7月26日に友好都市提携をいたしました。その後、烟台市からの研修生の受け入れや市職員の派遣、記念樹の植樹、御影石の輸入など、さまざまな交流を行ってまいりました。しかしながら、おっしゃるとおり近年では交流が滞っている状況ではございますが、毎年烟台市の事務担当者が、日中友好協会や別府市を訪れ、交流についての協議を行っている状況でございます。

○5番（森山義治君） 政治に国境はあっても、民間人には国境はないとの思いで、毎年別府日中友好協会を通じて民間レベルで交流をやってきたことは、今後、観光誘致に向けて一歩前進するのではと思われまます。11月28日、29日に烟台市の事務担当者が別府市を訪問されたとお聞きしましたが、来年度で烟台市との友好都市締結30周年になります。今後の交流予定がありましたら、簡単に教えてください。

○文化国際課長（田北浩司君） お答えいたします。

今回は、中国烟台商会の副会長及び烟台市外事弁公室から職員2名が、別府市及び日中友好協会を訪問されました。これまでの節目の時期には、公式訪問団の相互派遣等を行ってまいりましたが、烟台市との友好都市提携30周年につきましては、記念事業も含め烟台市関係者と既に協議を始めているところです。今後とも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（森山義治君） 30周年交流事業としてやっていくということで、市民を交えた取り組みに期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす12月3日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす12月3日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時56分 散会